

## 第2部 アンケート集計データ

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者？	自治体編纂以外に依頼できますか？	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
町	教委	役場庁舎書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない			○	○	
町	教委	編纂室	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った			○	○	町の沿革に関する文書その他将来の参考または例証となる文書、町文書編纂保存規定による永年保存文書
町	教委	役場書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない			○	○	議決書、周年記念事業等
村	教委	なし						○	○	村史
市	図書館	児童館2階	×	×	重要文書なので廃棄できない			○	○	市の歴史を語る上で必要とされるもの、施策の策定、実施経過に関するもの、公共施設の建設計画に関するもの
市	博物館	博物館	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう管理規定に定められているので残った			○	○	議会関係、行政関係団体誌、地図類・写真、統計資料、行政刊行物
市	教委	市史資料室(郷土科学館内)	○	△	自治体史編纂に活用するため			○	○	地域の過去の様子や歴史的な変遷を調べるうえで、公文書等はその地域の歴史を伝えるものとして日々の業務で作成されている文書等を歴史資料とと考えております。
市	編纂	合併なし						○	○	町の生い立ち等を記録した書類及び出来事並びに統計的な資料

町	教委	庁舎内書庫	×	その他(合併していない)	その他、保存年限が決まっているので		現状		現状	公文書を資料として認めるもの	○旧市町村の存在を後世に残さなければならぬ	歴史的に資料として価値ある文書
市	企画部広報課	その他	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状		現状	○重要な歴史資料の保存をシステムとして、国・地方公共団体が取り組む責務を明文化した。今後はこのシステムの確実な進展と定着促進のため、より積極的誘導策を国は地方公共団体に示すべきと思量する	○行政の継続性の保持、住民合意の形成と政策形成経過の記録	行政上の統計資料、政策の意思決定経過資料
町	文化センター	博物館・図書館	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう、管理規定に定められているので残った		現状	文書自体の必要性がない	現状	○全ての地方公共団体に公文書館の設置は無理なので博物館や図書館の公文書保存機能を明記してはどうかと思います	○歴史資料として重要だから	議会議事録、財務、民生、統計、広報資料等
町	教委				重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状、移管予定	保存場所が狭小(情報館等)	現状	○設置できる根拠としては有効であるが原則的な考え方が示されており市町村単位での具体的な設置対応ができる内容ではない。なお、歴史資料として重要な公文書等とは何か別表で示されなければならぬと考える	○当該自治体の成り立ちを残す上で重要となる(合併後の自治体に引き継がれるべきものと考える)	例規・統計関係文書、総合計画、組織機構、各種委員会、選挙、議会、予算・決算監査、イベント等、町の歩みが分かる公文書、視点により選定は困難(町史資料としていかなるもの)
市	総、総務課	編纂室、(大部分は紛失)	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状		現状	○設置の必要があると考える。市史編纂課とは別に図書館があり調整が必要	○市史執筆編集のため	当市の歴史に関し重要と思われる公文書等のなかで次のもの、郷土資料、市政資料
町	教委	ほとんどない	×	×	ほとんどない		現状		現状	○罰則規定がないので、地方公共団体では無視されがち	○廃棄するのはいつでも可能。価値は時代によって新たに追加される場合もある	議会関係、予算関係
市	秘書課	図書館、庁舎内書庫	保管場所と管理所管が別	△	重要文書なので廃棄できない		現状		現状	○一つの地方公共団体では管理・維持が難しいため実現しにくい	△歴史資料として保存するためには保存場所と整理のし直しが必要だがそのどちらも確保することが難しいため	議事録、例規集、統計書類、自治体の運営状態や地域の産業を具体的に示すもの
町	教委	町史編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		現状	○文書館での研修会があったが、将来的に難しい面も有る。専門員の配置など	○町村制施行以前から1郡1町で合併はなく継続して保存している。ただし戦後に相当廃棄されたものも有る	行政面だけでなく一般的な民俗資料も含めて考えている
町	総務、資料室	博物館、史料室	○	△			現状	保存場所が狭小、文書自体の必要性がない	現状	○よいことだと考える。人的・物的な予算の裏付けがなければ画餅にすぎない	○合併前の行政文書は合併後の市町村政史の礎となるものであり、各地域の文化・歴史の一資料として重要であると考え	国や道の各種の調査報告または各施策に対する現地の状況及び実施経過等と考える、北海道植民報文とその後の施策、現地の実態、二級町村制施行、農業開発5か年計画

市	編集	各担当部	×	×							合併の際に各担当部に引き継がれた	現状							○歴史資料として重要な公文書等の保存・活用がより実効性を伴うようにするための改善策が必要	○歴史の調査研究に必要なため必要であり、将来の自治体史の編纂にも活用できる	市史資料の中核となるもの、市勢の施策・事業、基本的な執行方針、総合計画など長期にわたるもの、重点的に推進された施策・事業、例規・各種制度の新設改廃、市の財政状況に関するもの、市の組織・機構の変遷、官造物の設置・改廃に関する文書、市民の意向・動向に関する文書、重要な統計、市有財産の取得・管理・処分、行政処分・市民の権利義務、重要な行事・事件・災害に関する文書、市の沿革に関するもの等将来の参考または例証となる文書、市の刊行物、その他市史資料として価値があると認められるもの
町	教委																		○歴史の調査研究に必要なため	町史、町勢要覧、広報など	
市	教委	庁舎内書庫	○	△								現状							○歴史資料として重要な公文書の保存について地方公共団体の責務として検討する	永久保存に指定している公文書	
市	教委																		○		
市	博物館	博物館	○	△								現状							○歴史資料として重要だから	地域の歴史をすることができると資料だから	
市	教委	資料館	×	×								現状							△北海道という地域のため歴史が浅く、昭和30年代のみで合併前の文書は、ほとんどありません。合併前の市町村文書という定義は明らかでないため判断できかねていますが、必要とも不要とも言い切れません	特にありません	
市	教委	資料館・図書館	○	△								現状							○		
町	教委	庁舎内書庫	×	×								現状							○歴史的重要な文書の保存に関して	町史編纂に関するもの	
町	教委																				
村	教委	分科している	×																	自治体史編纂に記録されている出来事に関するものは歴史資料として必要だと考える。	
町	教委	公民館	×	△								現状							○市町村合併によりこれからの歴史を刻むわけだが、これまでの歴史も当然のごとく重要と考える		
町	教委	庁舎内書庫	×	△								現状							○合併以前の各保存規定に定める保存年限相当は文書保存を必要とする	町史編纂保存規定の町史の資料となるものを指す	

町	教委	編纂室	×	○		自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状		管理規定による	×		△		
村	教委	旧庁舎内書庫	×	△		重要文書なので廃棄できない	廃棄を忘れていた			保存場所が狭い、管理規定による	×		△		
町	公民館	公民館、庁舎内書庫				重要文書なので廃棄できない		現状		文書自体の必要性がない	×		△	△重要な文書は保存、簡易な文書は保存年限を記して保存期限が過ぎたものは廃棄	
村	教委	資料館	○	×		自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った		現状			×		△		埋蔵文化財程度
町	教委	資料館・図書館	×	○		自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状			×		○		
町	博物館	博物館	○			自治体史編纂に活用するため		現状			×			○必要最小限の範囲で保存は必要と考える	合併前の町勢を示すもの
町	教委	庁舎内書庫	○	△		自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない		現状			×				
村	教委					不明					×		△		
町	教委	庁舎内書庫	○			自治体史編纂に活用するため		現状			×		○		
町	教委	編纂室	×	○		自治体史編纂に活用するため		現状			×		○	○現在の町がどのようなに形成されていったのか先人の遺業は後世に伝えるべき	文書編纂保存規定で永年保存と定められている文書、特に重要な事業計画及び美施に関する書類、重要な統計表、その他町史の資料となるべき重要なもの
町	教委	庁舎内書庫				重要文書なので廃棄できない		現状			×		○		
市	地域史料室	庁舎内書庫	×			重要文書なので廃棄できない		現状			×			○旧市町村の行政活動の歴史は必要と思われる	歴史資料のとりえ方は幅が広く例示が難しいが戸籍等が該当すると思われる
村	教委	編纂室	×	△			捨てないようになっている	現状			×			△公文書館は設置していない	議会の議決書及び議事録、条例、工事関係書類、村の設置に関する書類等

											保存することは場所のこともあつて不可能	
町	教委	庁舎内書庫	×	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		×	散逸しやすい近代・現代文書の保存のための重要な法律	○どのような合併の形をとるにせよ、合併後の市町村の歴史はいうまでもなく合併前に遡るのであり、合併前の市町村文書を廃棄することはその歴史を消滅させることと考えるため	市町村の政策決定の過程、市町村の概要・行事・産業・文化・教育、市民村民の日常生活などを後年にあって知る上で基本となる資料のこと
町	教委	庁舎内書庫	×	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		×	情報公開条例と関連性があると考えられるが、法律本文には規定がない。歴史資料の個々または大小分類等の項目の記述がないと思われる	○映像や音声も資料として後世に伝えるのは重要であるが、保存期限に限界がある。活字で保存されることができる。処分した場合言葉でしか伝えられないが言葉の伝達には誤解や誤差が生じるため保存する必要があると思う	農林、水産、商業等の統計数値
町	企画振興課	役場内書庫	○	△			現状		×	設置運営について自治体では負担が大きいの	○文書の内容上必要と思われるものについては保存すべき	節目となる式典、記念イベント等の関係書類、災害記録、写真等
町	編纂	書庫	×	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		×	当然必要な法律と認識している	○それぞれの時代を示す資料は、時間の経過とともに失われていくのが現状であり、後に振り返って詳細まで知ることが極めて難しいと考える。その意味からも行政文書とはまさにその時代における地域住民との繋がりにから生まれた産物であるため、後世に残していくべきと考える。	その時代における地域のようす、住民の活動それに関わる行政・議会動き等、時代を明確に示す文書
町	教委	役場内文書保管庫	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状		×	必要性は認めるが、町村では専門的な管理は困難	○	広報などの生活の様子をうかがえるもの、政策方針が分かるもの
町	総務課	役場内	×	△	自治体史編纂に活用するため		現状		×	表現が抽象的すぎる	○歴史資料として(自治体使用)	自治体の歴史的経過、変革に関わる資料
市	教委	博物館	○		自治体史編纂に活用するため		現状		×	必要である	○必要である	土地台帳、地番区画図や他市町との境界線図、市制施行関係資料、複数自治体を横断する道路・鉄道等の建設関係書類
村	生涯	庁舎焼失により戸籍関係以外は焼失							×	法については知りませんでした。が、当村も自治体史を発刊し、その後の資料として今後の編纂に関わる公文書の保管につとめるよう、教委として考えている	○村史編纂資料として保存は必要	村の統合計画に関わる書類、施設整備に関わる書類、各種団体の資料
町	教委	庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状		×	保存する量にもよるが必要だと思う	○重要な公文書については保存すべきと考える	行政上その変遷、経緯をたどる上で必要な文書(合併・分村等)、その地域の歴史上特筆すべき出来事等に関する文書
町	教委								×	歴史資料の重要性から必要と考える	○歴史資料として重要と考える	各町村における自治体史および文書管理規定上永年保存の文書、図面、図書等と考える
市	総、総務課	庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため		現状		×	歴史資料としての公文書を保存するための公文書館法は必要であると考えるが、予算的に施設建	○合併することにより旧市町村の行政事務サービスは経過措置として一時的に残る場合と地域的に特	市史編纂に関する規定第2条第1号に規定されているもの、公法・市勢要覧・市勢を紹介した印刷物、

													設、専門職員等の配置は困難であり、現状の行政機構の中では公文書館法に基づき行うことは無理である								例として残る場合があり、その場合経過を残しておくためには必要と考える。				統計・計画書・調査報告書、市町 施政方針、市政報告、教育行政報告書、議会の議決、市が行う重要な会議等の議案結果、式典・行事に関するもの、市勢功労者、表彰、予算・決算、行政機構の変革に関する記録、各種選挙、3役の就任、法令の新設改廃、建築物構築物、学校の新設改廃、災害の記録、訴訟の記録、行政に関する答申・報告・請願・要望、職員録、その他特に必要と認めるもの
町	史跡自然公園	資料館	○	△						歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状									○合併前の市町村の資料は合併後の新市町村史を作る上でも歴史的変遷の資料となるものであり、大変重要なものです。				古ければ古いほど重要である。例えば自治体で発行している広報誌や文書保存規定で廃棄し忘れられたものは価値はあると思う。統計資料なども特に重要。
町	教委	庁舎内書庫	○	○						町の文書保管規定に基づいて保管											○				文化・歴史資料等の記録文書
町	教委	庁舎内書庫		△						重要文書なので廃棄できない		現状									○合併の有無に関わらず歴史的には大事かと考える。保存できる量も限りがあり、また必要な資料と範囲についても今後検討が必要となる				議決書類、各種事業、行事等掲載書類、各種計画、統計
町	総務課	役場内書庫	○							文書内容により、情報公開請求が必要となる		現状									○各自治体の歴史を編集する際、合併前の旧市町村の行政文書も貴重な資料であるため永久的に保存すべきである。				1.条例・規則・規定等の原議、2.議案の原本、議決計議会の重要書類、3.町史の資料となる書類、4.所轄行政庁の例規、5.不服申し立て及び訴訟等についての書類、6.財産関係についての重要書類、7.長期債の関係書類、8.職員員の任免及び賞罰についての書類、9.重要な統計書、10.重要な契約書、11.重要な事業計画及びその実施についての書類、12.町長・助役の事務引継ぎについての書類、13.会計事務についてのとくに重要な書類、14.その他永久保存の必要があると認める書類
町	教委	役場等書庫	×	△						重要文書なので廃棄できない		現状									○				町の文書保存規定中の永久保存及びそれに準ずる文書
市	総務課	合併なし	合併なし	×						自治体史編集に活用するため		現状													
市	教委	文書保存センター	×	×						自治体史編集に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った															

町	教委				自治体史に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう、管理規定に定められているので残った	現状	管理規定による			
町		耐火書庫	○	総務課担当	重要文書なので廃棄できない	現状				
村	教委		×	×	管理規定による	現状	管理規定による			
町	行財政	編集室、各主	○	△	自治体史編集に活用するため					

## 青森県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残された理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？		D-1	D-2	D-3	
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体(青森県)に依頼できるか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
市	企、企画課統括係	庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておこう管理規定に定められているので残った	現状	○公文書と歴史資料の区分については充分な検討が必要と考えるが、歴史資料となる公文書については現段階では図書館での対応とし、公文書館の設置および専門員等については財政面において困難	○保存年限の基準について、十分検討を加えた上での保存が必要。文書規定により市史の資料となる重要な文書については永年としていので、資料となる重要な文書の基準について充分な協議検討をし保存すべきと考える	重要な事業計画及びその実施に関わる文書、市議会の会議録等文書、文書規定に規定する永年保存とすべき重要な文書	
市	総、総務課編纂室	編纂室	○	×	永年保存となっていた	現状	○文書の保存についてはよいと思うが、専門職員の配置や文書の公開など、オンラインパンーに関わるものもあり、実践するには難しい	○市域を形成している旧町村の歴史的資料であるので引き続き保存していく必要があるし、個人で所蔵しているものについても寄託・寄贈を受け一箇所管理していく必要がある	現時点では未定	
市	教委	資料館	×	△	別施設に置かれ廃棄処分を免れたものに対し保存処置を講じて残している	現状	○法律だけでなく最低限都道府県に公文書館の設置を義務付けてほしい	○自治体史編纂の重要な資料と考えている	自治体の成り立ちを示す資料、人事・表彰に関する文書、議会議事録	
市	教委生涯課	庁舎内書庫	○	△	その他、文書取規則による永年文書	現状	×	○合併になる以前の当時の状況を把握し、今後の参考とするため	特に歴史資料としては保存していない	
市	企、企画課編纂	図書館、庁舎内書庫	×	×	自治体史編集に活用するため、重要文書なので廃棄できない	保存場所が狭いこと、歴史的な文書の取扱について今後	×	○何らかの法令で歴史的な資料は残していくべきと思う	文書管理規定で永年保存としている文書以外の文書で、歴史的に重要かどうかの基準がないため今後の検討課題	

									予定される合併を機に検討することとなる				
村	文化会館	庁舎内書庫	○	△					捨てないようになっている	現状	×公文書には歴史資料的価値があるため、立法の必要性を感じた	○市町村史の編纂事業に必要な	文書管理規定で定めた保存年限区分が、永年によるもの。条例・例規等の原義文書、村の沿革に関する書類、議会の議決等書類、行政訴訟等異議申し立て書類、市町村境界および配置分合等に関する書類、災害関係

## 岩手県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3			
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	保存処理を請じて残している	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは			
町	教委社教課	編纂室	×	× 公開を前提とした対応をしていない	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため				
町	教委生涯	庁舎内書庫	○	○	○名称のみ知っている程度、国の地方公共団体を支援する方策について、ハード面について支援強化策が不足しているのではないかと。地方公共団体においても、公文書館及び類似施設への理解がどの程度か不明。文書は期限が過ぎたら廃棄が一般的、一般的に法の趣旨が周知されていない印象である	○市町村の実情を知る資料が少なく、統計・年鑑のみでは知りえない、近現代史は生の資料が豊富に見えて実は安易に廃棄されている。現存するものが少ない	自治体史担当者の考えとして、永年文書・重要施策に関する文書・それに順ずる文書・その他広報・写真等			
町	教委生涯	庁舎内書庫	○	○	○歴史的資料として文書を活用するためには必要な法律だと考えます	○歴史的資料として活用可能なもので必要と考える	町史・村史・道路等台帳等			
市	教委	庁舎内書庫	○	△	×	○歴史資料となりうるから	市の姿が変化する契機。結果を示すもの（議事録など）、ある時点の市の姿を示すもの			
町	教委生涯	庁舎内書庫	×	その他、内容を調査していきながら閲覧に供せるか判断できない	×	△必要なものもあると思うが、現状では内容を調査する余裕がない。平成12年度から文書管理を徹底しているが、それ以前はさまざまな管理であった	歴史の経過など			
町	資料館	廃棄されて残っていない			×	○	条例により永久文書に指定されているもの			
町	編纂	編纂室、資料館	×	×	×	○	地籍図・土地台帳・陳情書・農業センサス等統計資料			

町	教委	資料館、旧役場倉庫	○	×	自治体史編纂に活用するため	現状		×	今回初めて知った	○以前実施した町史編纂でも資料の少なさに苦労させられた	統計資料、日誌、各種出版物、映像資料、例規、通連関係文書、議会関係資料、
市	総務課	図書館、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状		×	重要古文書が保存されているのはよいと考える	○たとえば市史編纂などのとき根拠資料として重要	合併前のその当時の生活、習慣、教育の様子を記述した古文書類
町	教委社教課	庁舎内書庫	×		特に規定がない	現状		×	町史編纂に関わったものとして、同法に大いに賛同するものです。残念ながら収蔵スペースがない、収蔵コストがかかるとの理由から安易に廃棄されている現状に疑問を感じていました。担当者が移動するたびに現用のデータベースえ失われているのが現状であり行政課題を根本から解決することの障害にもなっているのではと思います。	○すべて必要とは思わないが、独自統計資料、発展計画に掲載するような事業、自治体の風土・文化に根ざした特徴的な事業、或いは産業等に関連した資料など、単なる歴史資料としてだけでなく創造と発展を具現化するための基礎資料として有効に活用しなければならぬものと考えます	
町	教委	編纂室	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状		×	×なるほどと思う	○町史編纂上、史実の根拠となるものだから	行政文書や旧家に残る古文書
市	総務課	分散している	×		未整理のため不可能	未定		×	×もつともな内容であるがなかなか対応できないのが実情である	○歴史資料としての価値は合併によって左右されるものではないと考える	市としての統一的なものはないが、個人的には市政に大きく関わったものを指すと考え
村	企画調整課	企画調整課									明治22年の合併なので、それ以前の行政文書は保存されていない

## 宮城県

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について				意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか？	自治体史編纂以外に一般に開かれますか？	保存処置を講じて残して残ったのか教えてください	残された理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	D-1	D-2	D-3	
町	企画財政課	図書館	○	○	重要文書なので廃棄できない	現状		○	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
町	企画調整課	編纂室	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状		○	○必要だが一定基準による資料の精選も行うべき	○必要に応じて保存する	歴史の変遷の中で町にとって欠かせない文書	
市	総務部編纂	図書館、庁舎内書庫	○	△	永年保存等保存年限管理によるもの	現状		○	○公文書が地域の歴史を知るための重要な資料という位置づけができるならば当然保存されるべきものと考え。しかし役場内で同法を理解し、公文書の保存あるいは永続的に公開するという意識はあまりないように見える。現在、町史編纂の話もないが、資料収集の	○合併後、地域の現状や流れを把握するためには合併以前の文書を分析することは必要ではないかと思う。また行政文書には有益な情報が多くあると思われることから基準を設けて重要なもの保存すべきであると思う	○合併後、地域の現状や流れを把握するためには合併以前の文書を分析することは必要ではないかと思う。また行政文書には有益な情報が多くあると思われることから基準を設けて重要なもの保存すべきであると思う	法令など土地・権利関係、会議の流れが分かるもの。その他、現物で保管されるべきもの、事業の概要が復元できるもの、刊行物
町	社教課	庁舎内書庫、教育委員会分と近世文書、前回の町史編纂に使用した資料の一部は公民館で保管	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状						

									時どのくらいか残っているのかよく分からない。近年も文書倉庫が薄床になったので多くの文書が廃棄された。保存年限が過ぎたら機械的に廃棄するのはどうかと思うが、保存・公開を行う場合、保管場所、保存の基準作りをするとともに公文書は重要なもので保存されるべきものと言うことを理解してもらうことからはじめなければならぬと思う		
市	総、総務課	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない	現状			○公文書館に配置される専門員の養成についてはどうなっているのか。その資格等は整備されているのか		
市	博物館	博物館、庁舎内書庫	○	△	その他	現状、移管予定			○公文書館法に言うとおり公文書等の保存利用についての施設が必要である	○現状の行政文書がどのような歴史的価値をもつものか判断するのは困難であるが、市町村合併について協議がなされている現在合併後の旧自治体の文書はいわゆる歴史文書となる可能性が高いから	町村合併に関わる文書のほか、市制施行周年記念行事等のイベント、プロジェクトに関する文書、条例等の制定改廃の伴う文書のほか大きな自然災害の伴う文書に関する文書、議会・委員会の会議録、各種統計調査に関する文書
市	総、総務課	庁舎内書庫	○	△	文書管理規定に基づき保存している				○公文書館法第3条に規定する歴史資料として重要な公文書については必要と考える	○公文書館法第3条に規定する歴史資料として重要な公文書については必要と考える	行政資料のうち歴史的文化的価値のあるもの
町	企画財政課広報係	庁舎内書庫		△	重要文書なので廃棄できない	現状			○大事な法律である	○それぞれ自治体の重要な政策の経過、当時の社会情勢、自治体住民の社会経済活動などの記録が含まれた文書は、歴史的・文化的価値をもつ貴重な歴史資料として自治体住民共有の文化遺産となりうらと思う。	組織・制度の制定・改廃に関するもの、条例・規則・訓令に関するもの、行政の総合計画・町政・施策の経緯執行に関するもの、地域振興・開発に関するもの、協議会の文書で重要と認められるもの、行政区画に関するもの、町議会・行政委員会などに関するもの、審議会・調査会・重要会議の議事に関するもの、褒賞・表彰に関するもの、許認可に関するもの、訴訟・行政不服に関するもの、損害賠償損失補填に関するもの、住民の請願・陳情・要望に関するもの、行・事・事件など社会情勢を反映するもの、調査・研究・審査に関する重要なもの、資料などで行政上重要なもの、その他特に必要と認められるもの
町	公民館	合併は明治中期で、それ以前の文書はない							○地方ではほとんど実態の無い「公文書館」に関する現行法は、その存在価値が薄いように感じる	○現在、明治大正期の歴史の空洞化が本町ではみられる。行政文書自体が無いからと思われる	戸籍、地籍図、議事録

町	企画商工課	資料館	○	○	自治体史編纂に活用するため	未整理なので捨てることができない	現状		×		○	地誌、農業商工業、河川、土木、教育文化、民俗風習等に関する資料
町	教委社教課	民俗資料室や庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない			×	○	財産管理や自治体史編纂等のため、保存は必要と思います	○	指定文化財等の資料を含む通知等の一般文書および契約等の文書類
町	教委生涯	文書館	○	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		×	○	○	管理規定等に定められていることとあるが、住民の共有財産であることから保存の意識を持っている
町	教育振興課編纂	編纂室、庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう管理規定に定められているので残った		現状		×	○		

## 秋田県

### 古い行政文書の現状

### 今後の行政文書の保存について

### 意見

役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか?	自治体史編纂以外に一般に開かれますか?	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存している	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
市	編纂	編纂室、地域センター、庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状	○強制力や優遇措置がないため、単なる努力目標となってしまうことがある	○合併時に廃棄されることが多く、保存されにくい行政文書の一つであることから、保存は必要である	市の総合計画、重要施策、条例・例規・要項、各種制度の新設・変更・廃止に関するもの、予算・決算、公有財産の取得、処分に関するもの、監査に関するもの、表彰・褒賞に関するもの、議会・行政委員会等の重要議事に関するもの、住民の請願・陳情、要望、不服申し立て・訴訟、重要な出来事、行事に関するもの、文書に添付されている行政資料、その他歴史的価値があると認められるもの		
市	教委	総務課書庫、文書がほとんどない	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状	○貴重な歴史資料と考える		○	○	○自治体史編纂に終わりは無いと思う。本の発行は一区切りであつて資料の収集整理保存は公文書館
町	教委	ほとんどなし	×					○		○	○	○自治体の歩みを伝える重要な価値を有するもの
町	教委社教課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない		現状					

町	教委生涯	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない	現状		○国は法に基づき各地方自治体にも公文書館の設置とその整備についてもっと推し進めるべきと思う	法などにより、自治体が本来行わなければならない事務である	議会議事録、それに伴う諸文書
村	教委社教担当	庁舎内書庫	○	×		現状		○第1条のとおりと考える	○これまでのその地域の成り立ちが解明できると、どういう経緯を経て現在にいたっているかが明らかにできるため	議事録、請願書、意見書、会議資料、実績報告資料、日誌、予算・決算、各種申請資料
町	公民館	図書館	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○大変よいことであると考え	○その自治体の長い歴史の証であるから選択して重要なものは後世に残すべきである	現在、さらに将来に渡って歴史研究の上で必要であり、または必要とされる可能性の高い文書
市	編纂・文化振興室	編纂室、文化センター、公民館	×	×				○適切な措置を講ずる責務を有している認識することとどまっっている	○歴史的資料として後世に伝えていかなければならないものと認識している	旧役場文書 あるいは歴史的価値が高いと思われる民間の文書も含む
市	教委生涯文化係	図書館	○	○		現状		○特に有りません	○文書取扱い規定に基づき保存する	市史編纂に必要な文書
市	総務課編纂	編纂室	○	×	自治体史編纂に活用するため	現状		○年度ごとの廃棄文書の拾い上げ作業では、その量の多さと複雑さ、関連する事務文書が一度に収集できないことなどから、文書ひとつひとつのつながりや、全体像はなかなか見えてこない。「他の公文書が来てから判断」ということで保留にしているが、物理的にすぐ破綻するシステムであることは自明である。公文書を有機的に残していくためには、実際に業務を行い、客観的な視点でそれらを見ると、ふたつの目が必要だと考える。地方自治における文書管理規定に歴史的観点を組み込んでいく何らかの方策が必要ではないだろうか。公文書館法の文言だけでは、行政に携わる人たちに「自分たちには関係ない。現在扱っている公文書は、歴史資料にあたりない」という印象を拭ききれないように思う。各自治体が独自の文書管理規定を手直ししていければ良いのだが、文書管理主管課と歴史資料保存部署の温度差は否めない。特に、「公文書館」という目に見える形がない市町村にとって、その壁は大きいというものが正直なところではないだろうか。	○市民からの問い合わせには旧町村に関するものも多く、住民意識には40年以上経過しても合併以前の区別が多く残っている	市政運営：条例・規則訓令、その他の例規制度制定に関すること、各種制度・事業・機種の整備改廃に関すること、直接請求・異議・訴訟に関すること、議会議事録、各審議会、協議会等の会議録、事務報告書、市域・道路・建造物：市域の改変に関すること、公共施設の建築等に関すること、空市的出来事：褒賞・表彰・白書・災害・広報誌、健康・事件・事故、個人情報：戸籍・住民基本台帳、自治会名簿・法人事業、データ類：各種統計書・調査書など。この他首長部局以外の公文書、公共団体以外の外部団体（農協など）の文書も視野に入りたい

村	教委	公民館	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	○全くそのとおりである	○将来に伝え残していなくてはならない市町村の重要な資料は責務と思う	議会会議録、村治概況、公報、財産関係、戸籍関係
町	教委生涯文化係	資料館、役場 文書管理規定	○ △	△	重要文書なので廃棄できない	できれば一箇所に纏めたい	○もっと早く制定すべきであった	○将来計画の立案の参考	議事録、事務報告、契約書、決算、選挙、人事、褒章、合併関係
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	別の保存場所に移管予定、書庫	○歴史資料として後世に伝え保存することは大変重要なことでありますが、その価値の重要性の判断が難しいと思われる	○重要文書については保存措置を講じながら対応すべき	町史、郷土史
市	教委生涯文化係	図書館、永年 保存に限る	○	情報公開条例の対象となっていないため、その都度可否を検討する	重要文書なので廃棄できない	現状	○歴史資料として重要な資料の定義が判断としていないのでその対応に団体間の格差が生じている	○	現時点では市における永年保存に分類される文書のうち将来市史に記述されると考えられる文書
町	教委	庁舎内書庫	その他、総務課	△	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○現市町村の歴史的資料となる場合があるから	
町	教委	編纂室	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状	×	○	旭務規則に規定する全ての文書(特に永年保存文書)
町	教委	図書館	×	×	自治体史編纂に活用するため	別の保存場所に移管予定	×	○	当町の場合、平成17年に合併する予定であり、いずれ編入合併として合併市で引継いでやっっていくものと考えています。また残された古い資料を整理して隣接する市史編纂室で取り組んでほしいと思っています
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	×	○	一般に町の旭務規則において永年保存と規定されている行政文書と解している
町	教委社教課	庁舎内書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○歴史資料。各種発展計画の基礎資料	市町村境の確定、大災害、学校の新設、純祭合、飯山などその町を象徴する産業、文化遺産の破壊、各種統計データ、偉大な先人の足跡
町	生涯	編纂室	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○でも新聞があれば要らないかも、整理・選択・取捨しないとしたらのごみ、それをやってもごみになるかも	
町	教委	資料館	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○必要と考える。今までどおりボランティア等で等で解説して整理していききたい。今後国や県からの行政指導(またその当時の年貢状況や災害等の復旧方法など歴史的背景)、歴史的著名人の文獻(文学・社会)をとおしてその時代の生活や社会経済また絵図による手系・地理を知る貴重な資料と考える	現在の町までの沿革的資料や歴史的事件・事象・災害等における行政的指導(またその当時の年貢状況や災害等の復旧方法など歴史的背景)、歴史的著名人の文獻(文学・社会)をとおしてその時代の生活や社会経済また絵図による手系・地理を知る貴重な資料と考える
町	総務課	庁舎内書庫	×	△	捨てないようにはわけている、未整理なので捨てる	現状	×	○公文書館は必要だと思いが、小さな町村では難しい	永年保存の行政文書



# 山形県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について			意見	
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
市	教委生涯 博物館、庁舎内書庫	旧町村役場の行政文書の保存場所 ○ 自治体史編纂以外に利用しない場合 管理担当者はいませんか？ △	保存処置を講じて残している 自治体史編纂に活用するため	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存している （その理由） 廃棄する場合 （その理由）	公文書館法をどう考えるか ○	行政文書の保存は必要か ○歴史資料として重要となるから	歴史資料とは 具体的な基準はないが、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置（平成13年3月30日の閣議決定）、についての1に準じると考えられます
村	教委社教 庁舎内書庫	○	重要文書なので廃棄できない 自治体史編纂に活用するため	捨てないよういわれられている	現状 文書自体の必要性がない	○	○どの時代についても同じであるが、文書資料は失われれば再現することが不可能である。保存量の問題もあるので取捨選択の上、可能な範囲で保存措置を講じていくべきだと考える	行政文書の保存量はそう多くないが、ほとんど未整理なので保存文書の内何が重要文書になるのか具体的にはいえない。一般的な観点からいえば、旧村政・民政・産業経済・交通等あらゆる面について町の歴史を探る上で重要な公文書があるのではないかとと思う。当町の場合特に重要な文書を一種類あげると馬鹿関係の文書になる
町	教委生涯 公民館	○	重要文書なので廃棄できない 自治体史編纂に活用するため	現状	○	○各条項とも大まかな規定で具体性に欠け、拘束力のない規定となっている。はたしてどのくらい実効性があるのか疑問である	○どの時代についても同じであるが、文書資料は失われれば再現することが不可能である。保存量の問題もあるので取捨選択の上、可能な範囲で保存措置を講じていくべきだと考える	行政文書の保存量はそう多くないが、ほとんど未整理なので保存文書の内何が重要文書になるのか具体的にはいえない。一般的な観点からいえば、旧村政・民政・産業経済・交通等あらゆる面について町の歴史を探る上で重要な公文書があるのではないかとと思う。当町の場合特に重要な文書を一種類あげると馬鹿関係の文書になる
町	企画課 庁舎内書庫	×	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○存在は知っているが当町で設置しておらず関心度は低い。公文書そのものの歴史的価値は当然認めなければならず公文書館そのものが設置できなくとも相応の対応が必要と考える	○△旧町村すべての行政文書について保存すべきと考えない。むしろ合併を機に文書の整理・見直しを行い将来も保存すべき価値ある文書、歴史的・文化的観点から重要なものを選択すべき	旧村合併関係資料、災害関係
町	教委文化係 庁舎内書庫	×	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○第6条における財政措置のあいまいな表現はいかがなものか	○歴史資料として貴重であり、保存しなければ散逸してしまう	定義の概念が抽象的で解釈により広くも狭くもなるものであると思う。当町としては行政及び議会における主なる文書及び公的性格を有する団体等の文書、資料等で記録しておいたほうがよいと考えられるものを対象としている
市	図書館 図書館、庁舎内書庫	○	重要文書なので廃棄できない 自治体史編纂に活用するため	現状	○	○歴史を後世に残すことは大切なことであり、その意味で公文書館の考え、責務規定は重要なものと考えられるが、現状として歴史資料としての公文書の線引きが難しいこと、規模のさほど大きくない自治体で公文書館を設けることが難しいことなどがあり、同法の運用、利用は難しいと考える	○すべての必要という意味ではなく、今後の業務に必要なものについて必要な期間保存すべきと考えられる。その上で業務上不要となったものについて歴史資料となりうるかどうか個別に判断し、対処すべきものと考えられる	後世に伝える必要があると考える出来事に関するものと考えられる。先に述べたとおり判断は難しい。
町	教委社教 庁舎内書庫	○	重要文書なので廃棄できない 自治体史編纂に活用するため	現状	○	×	○歴史的な価値が認められるため	2の必要理由と同じ

町	企画情報課	図書館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		×	○		
市	生涯	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない		現状		×	○	○本市の過去における変遷を忠実に記録し、かつ残された貴重な文書を多くの人々に提供し、これを長く後世に伝えるためにも必要と考える	市民の郷土に対する正しい理解を資し、本市の原始時代から現代にいたる発展過程を把握できるように文書と考える
町	教委	庁舎内書庫	×	×			現状		×	△		
村	教委生涯	公民館	×	○	自治体史編纂に活用するため		現状		×	○	○貴重な歴史資料といえるから町村にとつて必要ないと考える	町村合併に関わる書類、権利等に関する書類

## 福島県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見		
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3					
市	教委	編纂室	○	その他、あくまでも自治体史編纂の資料なので一般閲覧用に整備していないが、希望があれば申請書によって利用に供している	自治体史編纂に活用するため		現状		○	○	○地域の歴史を知る上で貴重な資料であるから	議事録・合併関係文書などの政治的決断の跡を残す文書、干拓・工業団地開発等経済的な文書、その他教育・福祉等住民の様子を映し出すもの
町	教委	図書館閉架書庫	○	その他、別の建物に常時いる	自治体史編纂に活用するため		現状		○	○昭和の合併の時各村で大量廃棄処分があり、現在町史編纂に支障を来している。	議会議事録から担当者のメモ類まで、広くとらえたい。重要であるかないかはある程度の時間の経過後に判断すべきと思う。	
町	教委	庁舎内書庫	×	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		○	○		
町	編纂	編纂室・資料館	○	○	一般の閲覧要求がないが、あれば閲覧できる		現状		○	○	○一般の町民はもちろん、役場職員でも公文書館法を知らない。町民の間に図書館設置の要望はあっても、公文書館について知らない。当分の間専門職員を置かないことができないという付則は、削除するか設置後何年までという規定にす	





村	公民館	公民館	×	○				その他、重要書類として担当者が保存し、継続されている	現状、廃棄しないよう資料館で保存している		×大変よいことと思うが、担当が替わり重要性が認識されない	○歴史の流れとして、事実が証明するものであり必要である	条例による文書保存年限別基準表による永久保存等
村	教委	公民館	○	×	自治体史編纂に活用するため				現状		×村の文書管理規定に基づき永年保存文書は保存しているの、すべての公文書を保存していくことは困難だと思う	○あたりまえのことでしょう	村の状況（人口・世帯・産業・教育）等を明らかにする文書類
町	教委	庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った				現状		×目的は理解できるが、各地方自治体に設置を義務付けるには拘束力が乏しいと思う	○伝統や文化というものは、過去から現在、そして未来へと受け継がれ、築きあげられるものなので、社会的要因の裏付けとして重要	町村の方向性を左右する文書
町	編纂	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない						×歴史資料として重要な公文書等を保存に努めていきたい	△	合併の経過など町の歴史の経過が分かるもの
村	編纂										×歴史資料として必要とするものを残すためにも有るべきである	○過去の行政等を知る上で必要である	行事・事業に関するもの、統計に関するもの、公共施設に関するもの、各人の要職に関するもの

## 茨城県

### 古い行政文書の現状

### 今後の行政文書の保存について 意見

		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村	資料館	資料館、公民館	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った		現状	○	○	
市	生涯	編纂室	自治体史編纂に活用するため	別施設に置かれていて気付かなかつた	現状	○	○	自治体史
市	資料館	資料館			現状	○	○	
町	教委	資料館	廃棄寸前のところを県立歴史館で預かってくれた	現状（歴史館寄託のものはいずれ返還してもらおう予定）		○公文書館法そのものはこれで仕方ないと思うが、この他に施行規則などを作ってより具体的に公文書保存に向けた法整備を進める必要がある	○ありきたりですが、歴史資料であるから、近現代史資料編の編纂時に旧役場資料の存在が大きかつた。	こちらで教えていただきたい。廃棄文書等を保存しているが、その選択基準がよくわからないため増える一方で非常に困っている
市	教委	庁舎内書庫		未整理なので捨てることのできない	現状	○公文書館法は保存活用等に資するための法であるが、実態としては空文化していると思われる	○後世において歴史を正しく検証するための一資料形態として、行政文書の存在は不可欠と考える。	歴史理解は一面連続性の中で理解するものであるため、資料の収集、保有に地域的・時期的かたより、

									ほかでは作られない人手できないものであり、一旦なくなると補うことが難しい	穴があくことは望ましいことではない。その意味では大方が価値ある文書と考えられるものは、地域・行政・社会が大きく変動する直前後期の公文書等を指すものと考ええるが、大方の市町村ではその収集・保存体制が出来ていないものと考ええる。法改正を含め全国レベルの対応の必要性があると考えられる。	
村	文化センター	資料館	○	△	現状	別施設に置かれていて気付かなかつた	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	△	○公文書館を建設しない限り意味のない法令だと思わない	○将来歴史資料として必要となる	よく分からない
市	教委	その他、埋文センター、庁舎内書庫	○	△	現状	その他、確たる理由はない、たまたま残った、個人所蔵の文書の中に残っていた	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	△	○条文そのものの内容については、異議・異論はありません	○将来歴史資料として必要となる	公文書と個人所蔵の古文書など、行政文書が最も多く残されているのは自治体史編纂室であると推測されていますが、これはアンケートの結果から統計的に導き出された結論なのでしようか。それはさておき編纂が終了してしまおうとなくなってしまう編纂室に公文書の保存を期待するより文書管理担当課そのものが保存期限の切れた公文書の中から歴史資料となりうるものを保管してゆくようにしないと、今後公文書の保存はおぼつかないような気がしています。公文書を廃棄する担当課対それを拾い上げる編纂室の対立図式では本質的な解決は望めないでしょう。文書館が建設されればともかくも現状では、文書管理担当部署を巻き込んだでの公文書保存の体制を作らないとならないのではと考えます。書は永年保存にして書庫で保管し、情報公開に準拠して公開・利用に供する位の体制を構築することが最善ではなくとも次善の策として検討されても良いのではないのでしょうか。
市	教委	編纂室、資料館	×	×	別の場所に移管予定、資料館で一括	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	○	×	○	
町	教委生涯	庁舎内書庫	×	×	別の保存場所に移管予定、図書館	未整理なので捨てることできない		○	×	○	
町	資料館	資料館	×	×	現状	自治体史編纂に活用するため		○	×	○	

村	公民館	公民館	×	×	今後整理して閲覧できるように	自治体史編纂に活用するため		別施設に移管予定		×		○市町村の歴史を知る上で基本的な資料なので保存は必要と考えています。しかし現実には貴殿の文書にありましたが、永年保存以外の文書は廃棄されています。村史編纂事業が終了すると資料収集は積極的に行うことが難しくなっています。これまで残されてきた資料の保存は出来ても現在の文書管理部門によるところが大きいのではないかと考えます。保存スペースの問題もあります。	すべての行政文書を指すのではないかと思います。
市	教委	公民館	○	○		自治体史編纂に活用するため	持てないようになっている	現状	管理規定による	×	×はじめで知った法律、当該法は必要と考える	○輕易なものはないが、重要なものは保存が必要	行政文書の内、保存年限が永年及び文化財関係文書
市	生涯 生涯	庁舎内書庫、 耐火書庫	○	△		自治体史編纂に活用するため		現状			×法の定めているところは理解できず、必要性も充分認められるが、当市は人口4万人程度の規模なので現実的に法の定めるところで行うことは難しい	○行政のおこなっていることについて歴史のひとつであるから保存の必要はあるものと考え	基本的には全て。ただし申請書ほか届け出のように同一で数の多いものについては判断できる程度
町	教委生涯	庁舎内書庫		△		その他、文書の保存年限により永年保存を保持している		現状			×歴史資料として重要な公文書については保存の必要性があると考えますが、資料として残すものと文書をそのまま残すものと判別が難しいのではないかと思います	△文書のまま残すもののほか、資料として残すものとは区分されると考えます	

## 栃木県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
市	教委	旧町村役場の行政文書の保存場所 利用しない場合は管理担当者へ？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
市	生涯文化係	庁舎内書庫	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	未整理なので捨てることができない	○	○		
町	総務課	旧役場庁舎	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○		

町	教委	旧編纂室	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	○	永久保存の文書	
町	公民館	図書館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○				
市	編纂	編纂室、図書館、庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	○		
町	編纂	その他、合併時にほとんど廃棄されたようである	×	×	重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	残しておくべき必要性的なもの、場所は狭いため	○	○	○	
町	教委社教課	共同書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状	管理規定による	○	○	○	
町	教委社教課	図書館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	別施設に置かれていて気付かなかった	○	○	○	
市	社教課文化振興係	資料館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○	×	○	○	
町	編纂	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	○	×	○	○	

## 群馬県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見					
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3						
市	総務課	旧町村役場の行政文書の保存場所 図書館、庁舎内書庫	利用したい場合管理担当者？ 自治体史編纂以外に依頼できますか？	△	保存処置を講じて残している	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	△行政文書の保存が必要と思うがどこまで保存する必要があるかの判断が難しい	歴史資料として重要な公文書の説明がないので分らないが立場立場で全ての公文書が重要と思う	
村	総務課	現在使用されていない幼稚園	×	×	捨てないよういわれている	別の保存場所に移管予定、役場書庫	○	○	○	○	○	○	村史編纂資料として必要な文書で、村の歴史的事実が記載されている文書

村	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○歴史を後世に伝える等にも保存は必要	重要かどうかの判断基準が難しく、保存スペース等の物理的制約から実態としては議案等の住民の権利義務に直接関係があるもののほか、統計書等の保存を目的として作成された行政情報を差すものと考え
市	生活課	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状	○重要かどうかの判断基準が難しい	○合併にかかわらず行政情報として保存すべき情報は適切な方法で保存されるべき。したがって合併前の行政情報として一律の取扱にすることでではなく行政情報の内容に即して適正な保存年限を設定することが重要と思われる	
町	教委	庁舎内書庫	×	×	別施設に置かれていて気付かなかった	現状	○趣旨は理解できる	○合併しても地域は残るので歴史的な価値のみならず身近な慣習の成り立ち等を整理しておく必要がある	町の歴史に係わるもの
市	編纂	編纂室・資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○努力義務規定といったところか	○貴重な歴史資料であり保存は当然	個人的意見だが、将来歴史資料となりうる可能性のある文書全て
市	文化振興課	博物館	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○法律が制定されているとは知っていたが、内容までは知らなかった。内容を讀むとずいぶん簡単な内容で驚いた。当市でも平成12年頃に市長部局の文書管理担当で公文書収蔵施設の動きがあったが、財政難もあって立ち消えになってしまった	○近現代の地域史を見る上で一級の歴史資料が多い	第一に永久保存文書。歴史資料として重要なものはこれのみでなく保存期限の付けられた文書にも多数重要な文書があると考え
町	文化財室	図書館	×	△	自治体史編纂に活用するため	別の場所に移管予定、文化財資料収蔵庫	○歴史資料として残す公文書の具体的な例示をしてほしい	○旧自治体の動向を知る上で必要	重要な行政執行上の具体的な意思形成過程を把握できる公文書
町	教委	庁舎内書庫、公民館、出先機関の書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○	
村	総務課	庁舎内書庫	×	×	未整理なので捨てることできない	現状	×	○	ケースバイケース
市	生涯	図書館	その他、未整理で非公開	×	その他、行政的には廃棄されたが有識者が保存した、その後市史作成に利用した	現状	×	○保管するスペースさえあれば保存する方がよい	市の歴史を書くときに必要なもの
村	教委	行政文書はほとんどなし					×	○全ての行政文書の保存の必要はないと思いますが、その村の軌跡となる行政文書は保存の必要がある	(30年保存文書の具体例) 褒賞位階、議会議案、三役の事務引継、文書の保管及び廃棄に関する文書、法令・条例、不服申し立て・訴訟、法令等、行政の総合計画、職員の内免、行政委員会付属機関、予算決算、施設建設、など
村	編纂	その他、各区で保存	×	その他、各区の管理	未整理なので捨てることできない	未定	×	△他の媒体での保存が必要と考えられるが、長期間の保存に耐えられるかどうか、保存作業に当たる専門職員が必要と考えるとなかなか実	捕らえどころがない、人によって考え方が違う

町	文化財保護係 庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×法の趣旨は理解できるが、歴史資料として重要な公文書の定義が不明。そのとらえ方次第では保存される公文書等に地方公共団体間で格差が生じる、具体的定義が必要である。	現は難しい。当村では平成11～14年度で役場を新築したので、村誌に係わる専門書は保存している	
村	教委	残っていない×	ない	残っていない			×歴史資料として重要な公文書等の定義が分からない。例えは今は何気ない文書でも後の歴史により価値のある公文書等になる可能性があるがあり、選択が難しい。保存する場所がない、現在は情報公開条例と個人情報保護法で処分する必要もある。	△	生の情報、個人名の載っている生活感のあふれる情報だと思うが、個人情報保護から統計法などでは処分することになっている

## 埼玉県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見			
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3				
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存検討	利用したい場合管理担当者へ？	自治体職員以外に一般に開くできますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
市	博物館	行政文書を保存していない							○	○	
市	郷土館	博物館	○	○		別施設に置かれていて気付かなかった	現状		○	○	基準が難しく明確な考え方はまだ持っていない、その都度対応
市	教委生涯	資料館	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残っ	現状	現状		○	○	

										た、市指定文書・県指定文書も含まれている	現状		○		○				
市	総、庶務課法規担当	資料館、庁舎内書庫	その他、資料館のみ	△		自治体史編集に活用するため		現状					○	△			○貴重な地域資料を後世に継承するために保存が必要である	議会議事録、規程集、統計、広報、選挙の記録、市史、字引番号図、行政報告書、歳入歳出決算	
市	生涯	その他、中学校の奈裕教室を保存場所としている		△		自治体史編集に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った		現状					○						
町	教委社教	編纂室		×		自治体史編集に活用するため		現状					○						
市	資料館	資料館		○		自治体史編集に活用するため		現状					○						体系的に変化をとらえられる資料や行政の新たな施策等市町村史として特記しておくべき実証ある公文書
町	教委	その他、文書整理室に保管	その他、文化△	△		自治体史編集に活用するため、重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状					○						一般的な文書の他に一筆限り字切図などの地図類や各手書き書類なども含めて考えている
町	教委	庁舎内書庫		×		自治体史編集に活用するため		現状					○						住民の権利・財産・生活に関するもの
市	文書館	公文書館		○		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った		現状					○						主要な施策、事業、財政状況、主要な行事等、市の歴史に関する重要な資料
市	博物館	博物館		○	△	自治体史編集に活用するため		現状					○						事業存続のために重要なもの、事業の執行、遂行に関するもの、類似例の参考資料として有益なもの、制度・機軸の改変、新設廃止、総合計画、基本計画、重点施策、予算決算、条例・例規、行事・儀式、財産取得、市制執行基準、方法の細目、議会・行政委員会などの重要な議事に関するもの、住民の請願・陳情・要望、住民の権利・義務、行政事務執行上の監査、事務引継など
町	教委	その他、郷土資料室(編纂室兼文書等の保管施設、公		○	×		その他、たまたま一部の文書が残っていた	現状					○						他の資料を以て替えることのできない町の歴史を記した文書

		開発施設ではない)	○	×		現状		○公文書等を歴史資料として残していく上で重要な法律であると思われれます	○合併以前の町村の行政体制や当時の町村の様子を知る上で重要な資料であると思われれます	市情報公開条例第2条第2項の定義も示されている。この中で歴史研究用の資料として管理されるものについては、形式的には公文書に該当するものであっても、歴史文化・学術研究といった観点から資料的価値に着目した管理の趣旨に添った公開をなすべきことから公文書の範囲からのものであり、歴史資料としての公文書は定義づけられない
市	教委生涯文化財係	生涯学習課文化財係	○	×	△	現状	○公文書を歴史資料として後世に残すために必要と考えられる	○合併後の市町村の施策がいかにして行われているのか、その歴史的な背景、地域的背景を明確にする上で必要と考えられる	市町村の特色を示す公文書は全て歴史資料として考えることができる	
町	教委生涯文化財係	庁舎内書庫	×		△	現状	○埼玉県においては県立文書館がこの任に当たっているが、収集対象は埼玉県の公文書等が主で行政文書は市町村までは収集していない。各々の市町村の公文書はそれぞれの市町村で責任を持って保存すべきと思うが、公文書館と呼べる施設がある自治体は少ないと思う。当市でもそのような施設はないため図書館で保存しているが、図書館には図書館法があり公文書館ではないので人員等の問題もあり、公文書の整理等に当たる人員も予算もないのが現状	○合併前の旧市町村の情報はいかの外にはやく人々に忘れられていくものなので、文書という形での正確な記録の保存は大切だと思う。しかし、実際収集・保存・整理・提供までしていくとするとかなりの人員が必要となり図書館業務の片手間などですでできる仕事ではない、理想と現実にギャップがある	江戸時代、明治時代や各家の命名書類、旧公園、旧市町村の村役場文書	
市	図書館	図書館、資料館	×			現状	○重要な法律と考えるが小規模な自治体においては資料館を持っていない自治体もまだ多くあると思われる。保存施設も持たないのみならず公文書の重要性の認識も低く、実際に公文書館法が公文書保存に有効かどうか疑問である。公文書保存法たる法が必要か	○明治以降既に数度の合併が行われているがそれぞれの都度貴重な資料が失われている。今回の合併でどのよう保存していくかが大きな問題である。自治体は数度の合併により市の範囲や名称を大きく変えているが、近世以降歴史は断絶しているわけではないので、合併以前の資料は極めて重要である	どういった公文書が歴史資料として重要かは極めて難しい問題であるが全ての公文書を保存することが実際不可能であるので、保存すべき公文書の選別は重要な作業と考える。当町では毎年廃棄された文書中から限られた人員と時間内で選別収集しているもので、ごく少ししか保存できない現状である	
町	編纂	編纂室	○			別の場所に移管予定、文化財保存用倉庫	○重要な法律と考えるが小規模な自治体においては資料館を持っていない自治体もまだ多くあると思われる。保存施設も持たないのみならず公文書の重要性の認識も低く、実際に公文書館法が公文書保存に有効かどうか疑問である。公文書保存法たる法が必要か	○必要と考えるが、現状としてごく一部が残されたのみで、大半は廃棄されており、現段階では収集は不可能		
町	編纂	編纂室	○		△	現状	○資料保存機関の職員には周知されているが、行政職員にはその存在すら知るものが少ない。施設の設置も運々として進まず、公文書館設置の機運はまだまだ共通認識として認識されていない現状にあると思う	○必要と考えるが、現状としてごく一部が残されたのみで、大半は廃棄されており、現段階では収集は不可能	町の計画を示す文書や重点施策に係わるもの。また統計的な資料・地図・写真などの情報資料も公文書として保存	
町	教委生涯	編纂室、その他庁内の旧土地改良事務所	×			別の場所に移管予定、探さなければなら	○責務規定に基づき各自自治体が公文書の保存及び利用のため適切な措置を講じていくべきと思う。そ	○新市が成立した後は、旧市町の行政文書が、新地域の歴史を知る一般資料となるため	町政の主要な施策・事業に関するもの、例規・各種制度の新設改廃、町の財政状況に関するもの、組織・	



町	資料館	博物館	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○膨大な量に上る自治体の行政文書の全てを今後半永久的に保存していくべきなのか、保存基準をも追加整備しなければ、と考えます	○資料館等の展示資料にもなるので、残された旧自治体文書の保存は必要である	それぞれの自治体の歩みに欠かすことのできない地域資料的なもの
市	教委社教	庁舎内書庫	その他、部分的	×	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○法の存在は知っているものの、通常業務の中で、直接法と結びつくような機会がない。地方自治体における歴史資料として重要な公文書等の保存についての責務をうたう法律でありながら、その効力をもっと発揮しても良いのではないかと。特に公文書館を持たない自治体へ公文書館法の目的と保存の責務を浸透させていくべきではないか	○文書は郷土の歴史を後世に伝承する資料として重要であるからする資料として重要であるから	市政の推移、内容、仕組みが分かり、市民の生活のようす及び社会の情勢を察している文書で組織・制度・市政の施策・計画・条例・規則・監査・検査・褒賞・表彰・委員会審議会・陳情・誓願等に関するもの
市	総務課	該当文書がない						○法律がどのような公文書等を歴史資料として重要な公文書と規定しているのか曖昧な規定	△現在合併に伴い文書の取扱いについて協議中	保存期限が満了した公文書の内、古文書管理担当が歴史的または文化的価値があると認める公文書及び行政刊行物、地図等
市	教委社教	庁舎内書庫	×	○	自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	現状	現状	○法律の趣旨は十分理解できる。しかし公文書館の設置は市町村単位の地方公共団体では財政的に厳しく、設置が困難な自治体が多い	○自治体史を考察する上で、合併前の行政文書も貴重な資料となるため	
市	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	現状	○法律の制定にいたる苦労について関係者の講演からうかがえ、様々な不備があるものの法を改正する動きよりは、いかにして公文書を残すことが意味を持つことや、簡単に廃棄させないように働きかけることが重要と思います	○欧米の文書館では、家のルーツを探る一つの手段として文書館で調べることが普及しており、日本でもそのようなサービスを残すべきと考える。また戦前、戦後の市町村が果たした役割を検証するために残すべきと考えます	議会選挙関係、租税関係、戸籍関係、徴兵関係、教育関係など
町	教委	庁舎内書庫	×	×		現状	現状	○町職員の認知度が非常に低い法律。小規模な町では施設の設置、職員の配置が極めて厳しい	○町治革を知ることができると	
市	編纂	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	現状	○理念としては理解できるが、公文書館建設、公文書保存にあたっては具体的な根拠法とはなっていない。さらに公文書等の保存を義務つけた法律の制定に努めるべきである	○自治体の継続性に鑑みて、当然のことである。市民への説明責任の行政による業務上の利用、将来の市史編纂等への利用に供するため保存は必須の行為である	当市では廃棄文書から歴史資料として重要な公文書を収集・整理・保存しているが、現時点では具体的に規定していない。概ね市政の委懇、市民生活の推移等に採わるもの全てを広義に解釈している
市	教委生涯	その他、現用文書に紛れて文書庫に若干保管されていた	○	×		現状	現状	○歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の重要性は認識しているが、適切に行うための組織がない	○非現用文書であるが歴史的価値があるものも含まれていると思う	市政の推移が分かり、市民の生活のようすや社会の情勢を反映している文書

市	図書館	図書館	○	○	自治体史編纂に活用するため	現状	○歴史資料としての公文書を保存・閲覧・調査研究し、全てをあらゆる人に平等かつ自由に利用公開する。ただしプライバシーや国家安全に関する閉鎖期間も考える必要がある	○行政の歩みを伝える重要な価値を持つ歴史資料であり、公文書等を失うことは市町村の歴史を失うことです	公文書等が重要であるという判断を行うために必要な調査研究が中心となるもの
市	編纂	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○歴史資料としての公文書を保存・公開する立場としては唯一の拠り所として心強いが、これを基にした細かい規則あるいは公文書保存法的方法があればよいと考える	○旧村の資料があるといってもごく僅かであり体系的に残っているわけではない。これはやはり前回の合併の悪影響である。これからの合併にむけても当然現市町村の行政文書は保存しておくべきである	永久保存文書として保管されているものももちろん市独自で行っている様々な事業に関する一般文書まで含まれると考えると
町	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	×	△旧史編纂の上で重要と思われるものは保存が必要	秩父事件等に関する資料等、町の歴史に関し社会的に認知されている重要な公文書

## 千葉県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者はいく?	自治体史編纂が外に依頼できますか?	保存処置を講じて残しているか	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存しているか(その理由)	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	行政文書として重要か	歴史資料とは
市	博物館	博物館	×	○	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残さされている文書はどのように取り扱う予定ですか?	D-1	D-2	D-3	○	○すでに歴史資料である	地域史資料としての公文書と保存年限とはリンクしないので、判断基準を設けることが出来ず困っている。少なくとも博物館資料としてのものは歴史資料である
市	博物館	博物館	×	×	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残さされている文書はどのように取り扱う予定ですか?	D-1	D-2	D-3	○	○	
市	編纂	編纂室、庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されている	○	○	○	○	○	
町	教委	教育委員会	○	△	重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されている	○	○	○	○	○	D-2をさす
町	教委社教	合併前文書は庁舎移転の際に紛失			重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されている	○	○	○	○	○	軽易な文書(報告等一年保存で処理されるものなど)をのぞく文書
町	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○現状ではなかなか活用できない	○各市町村の様子がわかる	○	○	○	特に考えていない

市	秘書広報課	庁舎内書庫、 ただし空襲に よる火災で明 治から昭和初 期の文書は焼 失	×	△				現状		○公文書館の設置について強制力 がないため法の目的を達成させる のは難しい	○ 現在市役所総務課で保存されて いるが、市が不要と考える文書は 次第に廃棄されていく。総務課の 担当者一人が個人的に好意で博 物館への連絡をしてくれる場合が あり、そのときには内容を確認し て重要な資料と思われるものは博 物館で保存している。しかし、博 物館では行政文書を受け入れてい くようなスペースも人員もないた めに今後継続してこのような体制 をとることは無理である。文書館 等の施設の建設が望ましいが現在 のところその計画などが一切ない。	市が創設・変更・廃止した制度や 事務・事業・整備・廃止した施設 や取得した土地など財産に関する もの。市政に関連して起こった出 来事や事件を記したものの、住民の 地域活動や運動に関するもの		
市	博物館	庁舎内書庫	○	△				博物館に移管 予定		漁協解散の時に役 所職員が捨てない よう倉庫に保存し ていったもの				
市	教委教育部文 化課	文書庫	×					現状		その他、閲覧 に関するルー ル作りをして いない、情報 公開条例上は 対象外文書と なることから 個別対応とな ると考えられ る				
市	市民会館	文書館	×	△				現状		自治体史編纂に活 用するため				
市	資料館	文化財セン ター、公民館 分館、市民ギ ャラリー	×	△				現状		当時の関係者が意 図的に残したもの とそうでないもの とが混在している				
市	編纂 館	資料館、図書 館	×	×				現状		自治体史編纂に活 用するため				
										○この法律が十分に機能していな いのが現状。まず第一に市町村の 文書担当課の方々がこの法を知っ ているのか、またどの程度認識し ているのか疑問。保存を責務とし か歌っていないので、公文書の保 存について法的な規制があるわけ ではなく、法としての力は弱い	○公文書は行政の歴史・経済を知 るために重要であることは当然で すが、何から何まで保存するとな ると、場所・整理等大変な機構・ 労力を要する。第3条の「重要 な」の意義・内容をもう少し明確 にする必要があります	○保存がないと旧市町村の歴史が 次第に風化してしまいます	○時と共に人も変わり、自治体の 歴史も変わる。何の記録も残さず に行政文書が廃棄されるとその時 代の地域住民の生活の歴史は何も 残らない、欠史となる。我々には 今の歴史を次代へ引き継ぐ責任が あります。しかし一握りの自治体 史編纂担当部署だけでは不可能な 業務、文書担当課を中心に全庁的 な取り組みが成されなければでき ない。	最低必要なのは、職員・議員の名 簿、議事録、予算・決算、施設の 親切改廃に関するもの、住民動態
											本市に関わって、作成或いは收受 された文書のうち、後年他市町 村・県及び国の公文書からは類い 知ることの出来ない本市独自の記 録が成された行政資料と考えます。 条例・選挙・人事・財政・教育・ 戸籍・土地・建設等の多岐にわた るが統計資料に残る当時の本市の 数字に至った経緯が克明に記録さ れた行政資料と考える			

町	教委社教	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状				○専門職員に関する資格制度の整備が急務	我が国では過去の合併で多くの市町村が生成し、消滅してきた。このように市町村の歴史は有限であるが、そこに住む人々の暮らしを明らかにする歴史資料として旧市町村の行政文書の保存は必要	市町村にとって一時代を画することとなった事業や事件に関するもの、災害・不祥事・表彰・貴賓の来訪など、非日常的の事件に関するもの、歴史・伝統・文化遺産に関するもの、日常的内容でも将来価値が生じる可能性のある公文書など
市	編纂	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状				○専門職員に関する資格制度の整備が急務	○行政的には継続する部分も多く、特に合併前の文書というだけでは廃棄理由に相当しない。現状では旧市町村の行政文書は残存数量が少ないため保存維持していく必要がある	総ての行政文書がその対象となりうる。現実的には現用期間を過ぎて廃棄対象から外れた文書、保存すべきと認められた文書
市	教委社教	資料館、学校の空き教室		△	その他、寄託予定で保管している古文書類の中に行政文書が含まれていた	別の保管場所に移管予定				○第3条が責務であるため公文書等の保存への取り組みが自治体ごとに差がある	○合併前の自治体の歴史を後世に残すため	市の重要事業、事業計画、議会関係、施設の設定及び廃止、例規関係予算、決算議会
町	教委社教	なし	×	×						○妥当なものである。歴史資料としての公文書の保存は合併の有無を問わずその地域の行政面からの発展・歴史をますものであり、重要な事業の一つと考える。その上でこの公文書館法は第一段階をクリアーしたという意味で評価されるものである	○同左	実務的に収集・保存が可能かどうかは別として、当該自治体で作成したあらゆる公文書が該当しよう
市	編纂	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状				○地方公共団体の公文書等をより積極的に保存するよう法整備が必要ではないかと考える	○行政文書は自治体の歴史の証言者だと考える。歴史は継続的なものであり、ある時突然以後のもののみ保存するといったような区別は不適切ではないかと考える	基本的には全ての文書が重要だと考える。後年どの資料がどのようなに活用されるのか分からない。しかし保存施設の関係から永年保存に該当するもののみ保存するという現状である
市	資料館	資料館	○	△	その他、昭和63年に永年保存文書をデジタル化し入力したため、原本は市史編纂用に資料館へ移管、年度末廃棄の有期限文書を選別の上資料館へ移管することとなった	現状				○文書館・資料館や市町村史担当などの職員には知られているが現用文書主幹課など本庁の職員には全くといってよいほど知られていない。事例が多いようなので広く内容を普及させる手立てをとってほしい	○地域の近現代史を知る上で行政文書は不可欠である。にも関わらず特に昭和の合併の際にあまりにも多くの行政文書が廃棄されてしまったことへの反省による	条例・規則その他規に関わる文書、事業計画およびその他の実施計画に関する重要文書、機関の設置廃止に関する文書、各種調書、統計および報告に関する文書、議会の議案・会議録、議決書、各種委員会審議会の会議に関する文書、行政区画に関する重要文書、予算及び決算に関する重要文書、訴訟に関する文書、陳情・請願に関する文書、事務引継ぎに関する文書
村	資料館	資料館	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状				○法的制約がなく定義もあいまいで一般人に必要な性が低いと理解されている	○行政文書は単に行政のおこなった事業だけでなく、旧自治体域の歴史資料と考えられるため保存は必要	土地開発・各種審議会・議会・選挙、教育関係、ただし文書管理上は保存年限の長さも重要度が比例しますが、同じ内容の文書でも自治体によって保存年限が異なる状況が見受けられます。そのため選別基準については判断しかねています

市	教委	博物館	○	△	自治体史編纂に活用するため、その他、旧村役場文書が廃棄、焼却作業中に個人蔵となつて現存している	現状				○法の公布は大変重要で、公文書保存のために基本的に画期的なことでと思います。これにいたるまでの諸先輩のご苦労はたいへんなものであったと確信します。しかし率直に言って付則2の専門職員についての特別項目は是非とも早急に廃止すべきと考えます。行政においては設備より人の力の方が大きく、確保しにくいものと感じているからです。自治体ごとの文書館設置は現実的に大変困難なことと思いますので公文書の保存に關する条項がより整備強化される必要があると考えます	○現在の行政体は過去の行政体に直接つながらるものであるため、その歴史を考える時には当然必要なものです	様々な条件・環境の中で生活してきた市民の暮らしが分かるもの、東京湾との関わり、産業関係、干拓から埋立へ、交通網整備、町村合併関係、耕地整理		
村	教委生涯	保存していない								○歴史資料として重要な公文書を残そうとする趣旨には賛同するが、公文書館設置への援助は努力目標であり、実際に公文書館を有する自治体は少ない。公文書館設置への援助が必要である	○合併前の行政文書は歴史的価値があり貴重な資料であるので、保存の必要があると考えるが、戸籍など特殊なものをのぞき、散逸していることは残念であるし損失であると考え	範囲が広いので限定できないが、過去の村の状況を如実に現すもの。また未来において判断が必要なものに材料となる可能性を有するものが当てはまる		
市	博物館	合併前文書の保存はない								○歴史資料の保存に当たっては現用文書の管理部門と文書館・博物館の資料管理部門との連携が最重要と思われるが、文書に対する資料的価値判断の基準として歴史資料の概念提示を望みたい	○行政区域の変更、地域住民の生活や政策課題に多大な影響を及ぼすため、様々な面からの地域の認識として、歴史的価値があると認められる文書は残すべき	行政が地域住民の生活に及ぼす影響の強いと思われる事項に關する文書		
市	教委社教	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状				○歴史資料や重要な公文書を保存し、利用に供するためには公文書館などの施設を整備していくことは大切なこと	○行政文書の中にはその地域の歴史や民俗を調べる際の重要な資料となるものが多い。また合併の際の経緯や背景を調べる上でも重要な資料である	旧戸長役場や連合村などの資料、市史および市史の資料となる重要な文書、調査研究、統計資料などに関わる文書、台帳・原簿のうち重要なもの、市の区域・境界名称に関わる文書、行政上の沿革を知る上で重要な文書		
町	教委社教	保存されていない	×	○		現状				×	○自治体によって行政の内容が違いうので必要である	資料が重要であるかどうかのランク付けが難しい。資料の取り扱い方で、資料の価値が異なってくる	特に決めていない	
町	図書館	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状				×	○			
町	教委生涯	公民館	○	△		現状				×	○			合併経過が分かるもの、将来どのようなものが重要になるか分からないが、なるべく資料は残すべきと考える
町	教委	公民館	○	○	自治体史編纂に活用するため	現状				×	○			職前の資料であれば残されたものすべてが歴史的なものと考えられだが現代の情報化社会にあつては逆に永年保存（義務的なもの）以外に何を保存すればよいのか国から支持していただきたい

市	教委生涯	保管資料が焼失している						×公文書館法の目的、地方公共団体の責務を理解し、本市の歴史資料として重要な公文書等の保存に努めたい	○町や暮らしの変化、歴史的背景をたどりどのように今日の姿があるのかを後世に伝えていくために必要	市史編纂に関する文書をさす、保存期間は永久
町	総務課庶務係	文書なし						○市町村の成り立ち、生活風土を知る上で重要	告示文、起案文等	
市	編纂	編纂室	○	△	不明	現状	現状	×理念の実現は異なる	○歴史資料として	政策的事業に関わる公文書
市	教委文化課	庁舎内書庫	×	○		現状	現状	×歴史的な資料を保存していくためには必要で、かつ大切な法律である	○市町村、ひいては国の歴史を知るための貴重な資料となるから	
町	教委生涯	場所・資料共になし						×歴史を後世に伝えることは大切である。よって各行政機関に周知し保存・保管させるよう努めさせる	○日市町村の成り立ち、経緯、生活、行政活動が残ったほうが良い	主な歴史(行事)、各種統計資料、長期構想、計画等、町政要覧、行政機関の保存する永久文書
町	博物館	博物館	○	△		現状				

## 東京都

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか?	D-1	D-2	D-3	
市	議会事務局	庁舎内書庫 × その他、情報開示請求による対応	自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
市	社教	図書館、庁舎内書庫 ○	自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	現状	○	△行政上あるいは歴史的に重要な公文書の保存は必要だが、前項文書の保存は不要	市の成り立ちに係わる文書、土地台帳や土地の売買に関する文書	
市	教委	庁舎内書庫 その他、現用文書の管理が、非開示文書について	その他、現用文書の管理が、非開示文書について	別の保存場所に移管予定、歴史資料館設置	○	○	地域の歴史、いつ、だれが何をしたか、それは何のために費用と効果はどうであったかなど、明らかにできる公文書等と考える、別紙(条例・規則、表彰、制度・機構	



市	博物館	博物館	×	×		その他、明治大正の行政文書が残っている、かつて心ある職員が廃棄文書から抜き出したものと思われるが、文化財主管課で保存された。しかし文書からはうかがうことはできない、現在すこしずつ整理作業中	現状					○理念は分るが河故公文書法ではなく公文書館法なのか？この法律の実現するならば文書館という施設の有無にかかわらず公文書廃棄の際には歴史的価値に基づく検証を行うことを義務づけるような公文書法がふさわしい。施設を作るための法律になってしまっに保存年限によって機械的に廃棄されることになってしまう。行政局の文書担当課は歴史資料の意識を持つことまで現行法で求められていないので、法を超えた業務までは行わないのが現状ではないか	○自治体の成り立ちや地域性を伝えるものとして、時として非常に有用なものもあるはず。また通常では一般市民が知り得ない情報も含まれる可能性もあり、そうしたことについて何の検証もせずに廃棄することは地域にとつて大きな損失になるだろう	基本的には地域の変化を伝えるもの、あるいは継続性の理由を伝えるものだろうか？実際のところは判断しかねるというのが本音、現時点で不要と判断しても将来に渡って不要と言いきる自信はない
町	博物館	博物館	×	△	重要文書なので廃棄できない	未整理なので捨てることができない	現状					○全ての文書類が必要とは思わないうが当該行政区全体で歴史を考えると、合併の要素として歴史的・文化的なつながりが強いから合併すると思うのでそれらの旧市町村の欠落がいかに支障を来すかという認識が大切である	各種統計資料、行政施策の実施に伴う意思決定書類、江戸時代の御用留のような日々の仕事の根拠が分かる書類、議会会議録、重要委員会等会議録、明議会議録、埋蔵文化財発掘調査関係書類	
市	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状					○歴史資料として重要な公文書と考えられる	少なくとも戦前の文書は全て含めると考える。また現在の文書については当時の文書規定で永年保存と定められているものが考えられる	
市	生涯	郷土資料室、 庁舎内書庫	×	△		歴史的資料として保存する必要があったものと推測する	現状					○歴史文化等を正しく理解する文化的遺産として保存及び活用が必要である	条例、規則、規定、土地関係文書、文化財関係	
町	教委	博物館	×	△	自治体史編纂に活用するため		現状					○後世に伝えることから必要であったが、公文書保存をする上で参考となる		
市	資料館	その他、合併前の旧村地域を管轄する事務所倉庫	×	その他、情報公開条例に基づき公開請求すれば、非公開情報をのぞき閲覧可能		未整理なので捨てることができない	現状					○(郷土資料館から文書系へ回覧、資料館は必要との回答ながら、文書系は無回答)		

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
市	編纂 庫	旧町村役場の行政文書の保存場所 利用しない場合 管理担当者はい？ 自治体史編纂以外に 他に願えますか？	保存処置を講じて残 してある	廃棄する場合 (その理由)	○	○		
市	図書館	その他、合併 前後に分けて いないが現用 文書は市長部 高の総務課、 歴史的に重要 なものは図書 館で	自治体史編纂に活 用するため 自治体史編纂に活 用するため、重要 文書なので廃棄で きない	別の保管場所 に移管予定、 所管について 検討中	○現用の公文書等が保存期間を終 えた時点で歴史資料として保存す るための基準がない。市民の財産 である行政文書が保存年限により 廃棄され、歴史担当の努力によっ てのみ保存されている現状は問題 である	○特に合併と断る意味がない。む しろ保存年限を一区切りとして考 えるべき、合併前の行政文書も合 め現用でなくなった行政文書が一 定のルート、基準によって取捨選 択され、大切な文書が保存される ことが必要である	行政区域の分離・合併に関する文 書、町の発展を示す文書、町の姿 態に関する文書、町の歴史が読み とれる文書	
市	編纂 館	編纂室、図書 館	自治体史編纂に活 用するため、重要 文書なので廃棄で きない	現状、マイク ロ化を逐次行 っている	○県レベルから市町村レベルまで 住民の意思を、文書が大切なこと を理解してもらえらるるよう日々 の努力が必要。法そのものより具 体的に行政の中でしっかりとした教 育をして人を育てていく必要があ る	それぞれ自治体で選択基準を作 って作業をしていけばよい。本来 ならば行政庁全般を扱う国の統一 的な基準を作ってもそれも良いと 思います(強制するのではなくて 最低基準みたいなもの)		
市	編纂	編纂室、永年 は庁舎内書庫	自治体史編纂に活 用するため、重要 文書なので廃棄で きない	現状	○公文書を歴史資料として位置づ けた点に大きな意義がある。同法 の範囲ではないと思われるが、情 報公開等により公文書が行政の内 部文書のみでなくなっている現状 において公文書館制度は歴史資料 として重要な公文書のみに限定さ れた段階を超えなければならな い	○合併により、地域行政の連続性 がとぎれることはないので	昭和20年以前の全ての公文書、過 去に永年保存に分類された文書、 国・県・市補助金による事業に関 するもの、重要または特微的な事 業・建築・公示・土地利用に関す る文書政策・交付税・起債・監 査・統計各種審議会に関する文書、 市民の要望書・陳情書	
市	編纂	その他、廃止 施設を保管庫 として活用	その他、閲覧 に供する整備 ができていな い	廃棄手続きを忘れ た	○重要行政文書の保管・保存につ いて、国が主体的に技術上の指 導・助言及び施設に対しても全 面的に支援を行って頂きたい	○旧町村役場行政文書はその地域の 近現代史を知る重要な資料であり、 当時の地域の状況を知るための最 良の資料と考える	人口・統計に関する資料、社会・ 文化的なもの、特微的な事件・事 業・災害に関する資料、遺産・決 算に関する資料、議会関係資料	

町	編纂	明治以来合併していない							○地域の記録史料を保存し活用していくための指針、根拠として大変ありがたい	○地域の歴史を知るための重要な資料となるため、自治体史編纂時の重要な資料となるため	公文書館法の施行通達の解釈要旨にある通り、公務員が職務遂行する際に作る記録と古文書など地域の人々が残してきた記録とは大別できますが、両者とも同じウエイトで取り扱っていききたいと思います
市	編纂	博物館	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状		○当市には公文書館はないが法の目的を十分に理解し公文書の保存業務を進めたいと思う	○自治以降自治体として、合併や組織の変容はどこも起きており、突然に現在の自治組織ができたのではないこと。また合併に係わる事業評価の点からも、行政文書の保存は、旧市町村の分も含め保存する必要があると考える	広義では文書管理規定に規定される保存期限が満了した行政文書、または保存期限が永年である行政文書で、保存もしくは保管の必要がなくなったもののうち、歴史的資料として保存する必要があるもの、現状では編纂上必要なものとして収集しているものみに限定している。修史事業終了後の取扱に問題を残している
市	文化推進課	編纂室	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状			○本法律には施設の設置規定や施行細則がなく、また内容も情報公開法に比べ一般市民の利用が中心というものではない印象を持たれるため、図書館などに比べ社会における公文書館の必要性を考えると自治体となつていて。国と地方自治体の違いを考慮しても、専門職員の例外規定がある点、また情報公開法と同様一般市民の知る権利および行政の透明性の面でも必要なものであるという点が知られないと、今後の発展は難しいのではないかと	○明治以降自治体として、合併や組織の変容はどこも起きており、突然に現在の自治組織ができたのではないこと。また合併に係わる事業評価の点からも、行政文書の保存は、旧市町村の分も含め保存する必要があると考える	公文書館法に定める歴史資料として重要な公文書等の保存方法について定めるもの。歴史的公文書の収集基準。市民共有の財産として永く後代に伝えられ、本市の歴史形成に寄与するものであるもので、その収集は偏りがなく公正で客観的に行うものとする。歴史的公文書の収集については、歴史資料として価値があると認められるものおよび、学術文化資料として価値があると認められるものを選定することを原則とする。歴史的公文書の収集基準は別表。市政の基本方針、条例規則の改正、制度・機構の新設等、本市の境界変更に関するもの、政策の基礎となる調査、審議会・委員会の答申、請願・陳情、訴訟・不服申し立て、災害・記念事業・国際交流・文化財。その他歴史的価値または学術的価値があると認められる文書。
市	編纂	編纂室	○	×	自治体史編纂に活用するため		継続保存するが方法は未定		○歴史資料として重要な公文書の保存のみならず、利用に関しても適切な措置を講ずる責務を自治体に課していることから、この法を根拠に市史編纂事業終了後の公文書館機能の確立にむけて事業を展開したい	○地域の歴史資料として貴重であり、行政として保存しなければ他に保存するところがなく、失われしてしまうため	
市	編纂	編纂室、県立公文書館	○		自治体史編纂に活用するため		別の保管場所に移管予定		×人口2万人程度の自治体に、独立した公文書館を設置することはできない	○編集委員の指導、マイクログラ化電子情報化では充分でない	合併関連、市制施行関連、行政の推移を記した事務報告

町	教委	庁舎内書庫	×	△		その他、管理規定もなくまた当面特定の目的を持ち保存しているわけではないが、歴史的価値が高いと考えられている		管理規定による	×地方公共団体の中でも規模の小さな市町村では公文書館の建設はできない。法制定の意義は大きいものと考えられるがこの法律だけでは公文書の適正な保存は促進できないと考える	○合併前に限らず合併後の文書も歴史的価値があるもの	国等から補助金事務などのように他に資料があるものをのぞく
---	----	-------	---	---	--	---	--	---------	--	---------------------------	------------------------------

## 新潟県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について			意見		
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3			
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者は？ 自治体職員以外に依頼できますか？	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村	教委	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	○	合併を控えているため、十分公文書館法の勉強をした。歴史的文書の保存について現在検討している
市	教委生涯	図書館、庁舎内書庫、歴史資料展示施設の収蔵庫	×	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状		○議員立法として成立したわけなので、議員の方々にも推移の中で働きかけがあってもよい	○保存しておかないと市の政治・経済・教育・文化の歴史的経緯が分からなくなり、市の将来のビジョンを描くことが困難になる	市で作成した行政資料の内、将来市史を編纂する場合に基本的資料となるもの
市	編纂	図書館、編纂室が管理	○		自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要と思われる文書として残された	別の保管場所へ移管予定		○行政内において充分に周知されていない。精神的な責務規定にとまっっているので、より上位で強力な基本法（例えば文書・記録保存基本法）の整備が急務である	○旧市町村の住民の知る権利等の権利保障のため、将来の歴史資料として保存が必要である	永年文書、昭和30年以前の文書、当該自治体の歩みに欠かすことのできない特色ある事象が明確になる記録
町	公民館	編纂室	その他、兼務だが整備が不十分		自治体史編纂に活用するため	現状		○現状では法に則した活動が不可能	○地域の歴史資料として必要	判断基準を現在ではもっていない
市	図書館	文書資料室	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状		○公文書館法の存在は、公文書等を歴史資料として保存するということを法律として規定したという意味で計り知れないものがある。しかし改善する余地は多い。特に専門職員についての特例に関しては、資料は人を得てこそ守り伝えられると考えるので、公布から約15年を経て、自分の間の文言を区切る時期が来ているのではないかと	○情報公開等の合併後に継続される行政サービスへの対応のためはもちろん、市民生活や旧市町村職員・関係者の仕事を記録した歴史的な資料として保存されるべきだと思う	地域における市民生活の記録及び市政の施策・企画を具体的に示すもの
市	編纂	編纂室、資料館、公民館、個人宅	○	△	その他、重要文書は本庁にその他はおいおいというこ	現状		○公文書保存法を考えたみたらどうか	○自治体における住民のアイデンティティー醸成に必要な歴史編纂のために必要と考える。記入者としての考えは隔たりがあるが市で	個人的な見解だが将来何が歴史的資料となるのかはわかりかねるところがある以上、残せるものは可能限り保存したい

町	教委	編集室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状		○この法に準じた公文書館がもっとたくさん設立できる社会になったと思う。より多くの人々に公文書館法を知ってもらいたい	○その地域の歴史を考証する上で重要な資料であるため保存は最低限の量でもすべきと考える	全ての行政文書にその可能性が含まれていて、保存すべき文書の量は一定量まで減らすことはできないと思う
村	博物館	資料館	○	○		現状		○設置の部分が多	○重要な歴史資料	その資料によっていちいち検討していないので一概にいえません
町	総務課	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため、重要なので廃棄できない	現状	管理規定による	○施設の整備、管理運営に相当の事業費を要する。投資に対する行政効果も低く、財源措置等を以て施設整備の促進は難しい。資料が増えることがあっても減ることがない。記録・保存媒体の技術革新にどう対応するのかなど、保存・活用に対する規範が不明確である	○歴史資料は今に生きるもののためでなく、後世に生きるもののためにあるものと考えらる。歴史から学ぶべきことは多い	住民生活に転機をもたらすなど市町村固有の事業・事件・事象等で歴史的価値があると認められる文書、民間資料を含め資料をどのように収集し、その価値を選別するのかが課題
市	総務課	図書館	×	△		現状		○趣旨に賛同する	○	選別基準を定めていない。「公文書保存の手引きー歴史資料として残すためにー」新資料協の刊行物を参考にしたい
市	編集	編集室、資料館、庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない、その部署の管理他一旦廃棄されかけたが地元の有識者により民俗資料館への保管がはかられた	現状		○趣旨に添って施策を進める必要があると思うが、その前に庁内の議論を深めないといけない	○公文書は一人役場のものではなく市民の共有財産であるので、将来にわたって保存措置を講ずる必要がある	
市	文化課	その他、歴史文化課資料室	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○趣旨は理解できる。しかし現実には法の趣旨がほとんどの自治体で体现されていない	○法3条に該当するから、特に長期保存文書は自治体が住民に保存を約束した文書と考えるとよいことから	執行機関、付属機関、議会等の文書で重要なものおよび将来において歴史的価値を有すると思われるもの、自治体及び自治体が事務をしている団体等の刊行物
市	公民館	図書館	○	○	重要なので廃棄できない	現状		○趣旨は理解できるが経済的・物理的などの面で充分に実施することができない	○将来の市史編纂資料として当時の時代研究資料として貴重な歴史資料となるものであるから	同左
町	教育課	公民館、町史編纂に関係しない文書は各課	×	△	自治体史編纂に活用するため			○担当部署は教育課であるが、こういった行政全体の公務に関することは首長部局が担当しないと意向が伝わらない。特にフレイミングシステム導入によって保存側(担当部署と首長部局)で考えが別れてしまうので、総務部局への周知が必要	○一つの歴史資料として価値のあるものとする	重要な公文書等というのはその時の調査研究の分野・分類によって対象が異なるので一概に一分野を指すことはできない
町	教委	公民館	×	×	その他、庁舎移転時に抜粋	現状		○都道府県レベルに設置してあればよいのでは	×どうしても必要なものがあればデジタル化	永年保存文書
市	情報館	図書館	○	○	自治体史編纂に活用するため	現状		○漠然としている	○歴史の流れを的確に把握していく意味で	全てまでとはいわないが、施策・事業・条例等のなされかわかるものや各種統計および統計に採り出てるもの、住民への公報資料など

村	教委	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状			○必要と思う	○合併すると旧市町村の文書がなくなりやすいので特に注意して残すべきである	永久保存に該当する文書を言う
町	資料館	庁舎内書庫	×	△	情報公開制度による自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状			○必要な法令である	○自治体の推移、歴史を知り将来に活用するためには極めて重要な資料であるため	統計資料、報告書、パソコンソフト等の刊行物、意思決定、重要な判断がされたことを示す文書、時代のトレンドが分かる資料
村	総務課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状			○一つの指針として重要である	○歴史は文書でしか残せないもので、現在だけの判断で軽々に廃棄すべきではない。残せるものは何でも残すことも必要である	明確な分類はされていないため回答できない
町	社教	編纂室、庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	保存場所が狭い		○法律を遵守することができるのは国・県レベルで、市町村レベルでは財政的に困難ではないか	○30年後50年後には重要な歴史的資料となる	議事録、組織、条例等の改変、各種委員会審議会文書、市町村間の提携文書、各著明民に関するもの、各種表彰者、広報誌など
村	教委	庁舎内書庫	×	△	その他、文書規定により保存		合併に向けて検討中		○保存種の細分、明示が必要	○歴史記録の後世への継承のため	文書管理規定の永年保存のもの
町	教委社教	公民館	○	○	自治体史編纂に活用するため				○目的は分かるが具体的な支援策が不十分である	○行政では重要でないと判断しても当該地域の住民にとっては重要な意味を持つものがたくさんある。	その判断は行政側から住民側から、歴史の専門家等多角的に検討されるべきである
町	編纂	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状			○理念をうたったもので具体的な施策についての指針が少ない	○重要な歴史資料であるから	各種統計資料、予算・決算関係資料、議会資料
町	教育課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	総合的な資料など
村	生涯	公民館	○	△		現状			×	○	
町	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	
村	資料館	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	
村	教委	庁舎内書庫	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状			×公文書館がないが、文書の保存は必要と考える	○市町村の過去の成立を考えると ○市町村の過去を考えると ○市町村の過去の成立を考えると	議事録、市町村勢要覧、市町村の発行物、学校沿革誌、年度計画、写真・図面・各種選挙資料
村	教委社教	その他	×	△	重要文書なので廃棄できない、当時の職員の判断により残すものと廃棄するものに区別された	現状			×今後も膨大に増加するであろう文書について、保存に対する判断基準を設定することは必要だと思ふ。また保存されるべき文書は一括管理されるべきと思ふ	○旧市町村の成立や当時の行政運営について回顧する場合に必要となる	
町	教委	資料館	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状			×実際問題として、公文書館の建設は難しいと考えられる	○	自治体史の編纂に際して必要と思われる文書
町	教委	公民館、廃校になった施設	×	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定	現状			×担当職員の異動が3～4年で実行されるので、知らないで過ごしている職員が多くなっている	○行政が広い区域になると小さな単位の集落や旧町村の歴史を語る資料が無造作に捨てられる状況を	合併以前の町村行政の財政資料、統計資料、映像資料、町村広報誌、公民館報



町	教委	資料館	○	○		重要文書なので廃棄できない	現状		×地方公共団体が所有する文書の保存について、国の法律があると聞いた	○現市町村合併がいわれる中、郷土の歴史を後世に残す必要があると思う	市町村の生い立ち経緯の分かるもの
町	総務課	庁舎内書庫	○	○		自治体史編纂に活用するため	現状		×必要であると思うが、現状を考えると財政上・人員上設置は難しいと考えられる。利用状況も含めて考えると公文書の保存は必要であるが、公文書館の設置は難しい	○市史の編纂のために必要である	市町村合併の有無にかかわらず町の歴史を振り返るという意味では今後必要であると思うので行政文書の保存は必要、町制に採ることで、イベント・表彰など

## 石川県

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について						意見
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者？	自治体史編纂外に依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
町	教委	博物館	×	△		その他、旧自治体の吏員遺族や収集家より寄贈を頂いた	現状		○このような法律があっても規模の小さな自治体では公文書を後世に残すという認識が全くありません。現に当町は昭和29年に合併してきた町ですが、合併された村の資料はその後公民館と農協に保管され、当博物館では、古文書で公文書が売買され、当博物館に入ってくる有様です。平成の合併がすすむ中、もつと法律に強制力を持たしてほしい	○どのような文書にしる人間の歴史がある限り、人々の生活に係わる重要な政策等の文書は残すべきだと思います。なぜなら後世に物事の経緯について前世の文書をたどることにより、過去の人々の知恵や工夫が分かるからです	明治期の戸長役場文書、議員任命状、学校公共施設の建設・設計、昭和29年合併議事録、町営電気事業など。今後も施設建設や合併議事録・姉妹都市提携書など重要な記録は後世に残す必要があると思います	
市	資料館	資料館		○	自治体史編纂に活用するため	現状			○より周知に努めて保存すべき資料を積極的に残していかなければならないと思う	○当時の歴史、社会状況を知るために重要な資料になると考えるため		
村	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない			合併協議の中で現在検討中	×	△必要か不必要かの基準が現在明確でない。また合併を控えて保存場所(現庁舎が残るかも不明)が確保されるか分からない	わからない	
町	教委	図書館 庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状		×	○		
村	編纂	編纂室	○		その他、不明	その他、大火による戸長役場の焼失や移転により、明治の文書はほとんどなく編纂事業により数点程度は保存されているのが現状	別の保存場所に移管予定		×	○村史編纂事業に携わるとその必要性がよく分かる	全て。現在は重要でないと思われるものでも、50年後100年後には見解が変わってくることがあると思われる	

## 古い行政文書の現状

## 今後の行政文書の保存について

## 意見

保存されている文書の管理と利用状況について教えてください

保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください

D-1

D-2

D-3

村	教委	図書館	×	△	自治体史編纂に活用するため	未整理なので捨てることできない	現状		×必要な法律だが保存して行くにはたぐさんの量になり施設の整備が急務である	○時代の推移等を知る上で必要になってくる	どの程度まで保存すべきか範囲が分からない
市	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	廃棄手続きを忘れた	現状	文書自体の必要性がない	×歴史資料として重要な公文書等の解釈が難しいように思われる。同時に公文書の保存年限を決定する際に慎重な判断が必要であると思われる	△どのような公文書が歴史資料として重要なか、あるいは歴史資料として重要でなくなってくるか判断しづらい	

## 福井県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見			
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3				
町	教委	文書館	×	○	未整理なので捨てることできない	現状		○	各自自治体が公文書館を建設するには不十分である	○公文書館の新設も良いが何より求められるのは、専門職員の配置ではないか、付期で定められる「当分の間」は、平成の大合併を前にしてこれよりよいのか	自治体史編纂の上で最低限必要なもの 本市を説明する上で必要な文化的文書
市	教委	文化生涯学習課の倉庫	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状		○	○各自治体の公文書館を建設する	○合併前の行政文書を残さないと歴史がとぎれてしまう	現時点であるいにかけることはよくない。できる限りの保存を考えるべき。公文書の他にもコンピュータデータの保存管理も考えるべき
市	編纂	資料館、博物館	○	×	合併時点で戸籍・土地に関するものなど市にとって必要なものを移管したが、大部分の公文書は廃棄された模様、廃棄された博物館収蔵庫で保存できるよう交渉中	現状		○	○公文書館の新設も良いが何より求められるのは、専門職員の配置ではないか、付期で定められる「当分の間」は、平成の大合併を前にしてこれよりよいのか	○市史編纂作業でも困っているのが明治以降の行政文書の残存状態が悪いこと、このままでは近現代史の執筆が危うい状況。今後のためにも編纂室が中心になって保存方法を構築しなければと思う	現時点であるいにかけることはよくない。できる限りの保存を考えるべき。公文書の他にもコンピュータデータの保存管理も考えるべき
市	編纂	編纂室		×	その他、担当者はいるか未整理	現状		○	○実効性に疑問を持っている	○確かに昭和30年代の合併前の資料を探すということでも困難な面が多く、一か所にまとまった施設があることが望ましいと考える	昔の生活様式を知る手かかりが急速に失われていく現在、行政資料のみならず、広く民俗資料的なものも含めたい
町	教委	資料館、図書館、各課	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状、別の保管場所に移管予定、文書館等の設置		×	○法の趣旨については理解できるが、現状では保存場所に限りがある。また、今後の資料については公示という面、保存面、専門員とすることが考えると困難なことが多いと考える	○近代以降の資料は軽視されがちなので積極的に保存していくために必要な法律だと思う	○歴史資料として地域を知る上で重要なから
町	教委	資料館	○	△	その他、地域資料として研究・活用するため	現状					地図図・道路河川図、寺方文書、区有文書、町の伝説集、周知遺跡地図、神社由来文書、市町村合併に関する資料

市	教委	その他、ほとんどが旧村単位にある部・市図書館	×	×	未整理なので捨てることができない	現状			×	×公文書に限らず古文書類についても保管の必要があると考えられるので当該法律が整備されていることはよいことである。ただし当市では古文書の保管や公開も充分でなく、公文書まで手が回らない	○公文書は市史編纂資料としてもあまり利用されていないが、いずれ必要になる日が来ると思う	継続的刊行物、市広報、要覧、統計書等	
町	教委	資料室	×	△	未整理なので捨てることができない				×	×特になし	○	特になし	
町	教委社教	庁舎内書庫	○	△	未整理なので捨てることができない	別の場所に移管予定、書庫			×	×保存引継を行います	○整理管理コードなどで	地元の財産	

## 山梨県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見	
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3				
町	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状		○	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
村	教委	庁舎内、各担当	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○	△管理規定により保存年限の間中は保存すべきと考える。一方で、個人情報等を多分に含むため、保存している文書を図書館や資料館で管理し、公開・閲覧できるようにするため庁舎内で保存することとなるが、書庫が狭く、全ての文書を将来のために保存することも困難である。100年200年先を見通し、現在文書を残すことの重要性は理解できるのだが	議会に関するもの、選挙に関するもの、監査に関するもの、条例、統計資料、人事記録、総合計画に関するもの予算に関するもの、税務に関するもの、戸籍に関するもの	
村	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○	○		
村	教委	公民館 庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状での保存を考えているが、合併後に現在の保管施設が他の用途に使用される可能性もあり現時点では不明		×	×公文書は保存年限がある場合、それを過ぎれば廃棄されるので、このような法律があることを周知することが必要。歴史資料として重要な公文書等では表現が曖昧で、担当の解釈次第で選択にばらつきがでるのであるのだが	○その種類、内容にもよるが重要な決定事項についてはその審議から決定の過程を文書によって保存しておくべきと考える	村議会の議事録、裁判の記録など今日に通じる重要な決定のなされたもの、広報
町	総務課	その他、文書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状		○	×小規模市町村ではとても対応できない。とてもすばらしい、理想であり夢のようなこと	○新町としての統一的町史作成のため、町としてのアイデンティティーの確立のために利用	広報、議会広報、各種発行図書

市	編纂	公民館	×	△		現状	現状		現状	その他、旧役場の建物を使った農協倉庫の整理の際、発見、廃棄されそうになったが理事の内に見識を持った方が居ないため公民館で預かる	現状	×膨大な公文書を将来残すべきものと廃棄するものに分け、保存することは必要だと思ったが、この法律では公文書館に対する財政的な裏付けがない。現状の地方自治体の財政状況を考えると専門職を置くことが公文書館の必須条件だとする現行法は現実的ではない	○廃棄してしまえば何も分からなくなってしまう。選別しての保存は必要だと思う	公共施設の建設の経緯が分かるもの、イベント・行事等に関するもの、標語・シンボルマーク等の公募に関するもの、議案議事録、農業委員会・各種審議会の会議録
町	教委	公民館	×			現状				自治体史編纂に活用するため	現状			

## 長野県

### 古い行政文書の現状

### 今後の行政文書の保存について

### 意見

			保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3				
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体職員以外に依頼(職員ですか？)	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する(その理由)	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町	教委	文書館	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状			○町の歩みを知る手掛かりとして、行政文書の保存は必要である	○町の歩みを知る手掛かりとして、行政文書の保存は必要である	歴史資料として重要なものが具体的に何を指すのか、統一的な見解を今のところ持ち合わせていません。文書取扱規定により永年保存とされているものを除いては、各担当の判断に任されているのが現状です	
村	教委	公民館、庁舎内書庫	その他、特定管理ではないが、総務整理なので探課か教委で担当	その他、可能ではあるが未探課か教委で担当	重要文書なので廃棄できない	捨てないよういわれている	現状		○	△保存は必要であるが、収納スペースの問題や、保存すべき文書の内容の不統一など、不明な点が多く、ある程度どういった行政文書を残せばよいか考えていただければ保存したい	知識が深く具体的な文書名まではわかりません	
町	教委	庁舎内書庫、テレビハウズ書庫	○		その他、行政文書のほとんどは昭和50年の役場火災により焼失一部が残っているが閲覧できる体制にない	未整理なので捨てることできない	別の保管場所に移管予定、未定		○	△保存は必要であるが、収納スペースの問題や、保存すべき文書の内容の不統一など、不明な点が多く、ある程度どういった行政文書を残せばよいか考えていただければ保存したい		
村	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状			○	△すべて保存するのではなく選択が必要と思われる。その基準作りを行なうべき(昭和以降の合併の場合)	村の変化を示す文書	
村	公民館	その他、各地区	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状			○	△すべて保存するのではなく選択が必要と思われる。その基準作りを行なうべき(昭和以降の合併の場合)		
市	教委	埋蔵文化財センター	×	△	その他、旧村役場がそのまま支館として	別の保管場所に移管予定、			○	△すべて保存するのではなく選択が必要と思われる。その基準作りを行なうべき(昭和以降の合併の場合)		

							資料館					
町	教委文化振興課	編集室	○	×			現状		○国の公文書館設置に対する助成を明確にすべきではないか	○歴史資料として重要である	歴史資料として重要な公文書の明確な規定は町にはない。分野ごとの保存する必要がある文書の規定が必要	
市	教委	博物館、公民館	×	△			現状		○現実には設置を促すものにはなり得ていないが、地方公共団体の公文書館を設置しようとするときには法的根拠となりうる	○旧市町村の歩みを伝える無二の資料である	文書管理規定では市史の資料となる重要文書を永年文書に、また廃棄文書の内市史編纂資料として必要なものを別に保存すると定めるべきである	
市	教委	庁舎内書庫		○			現状		○公文書館法となり、施設法としており、施設法について公文書館法として公文書保存法のような公文書法を定めるべきと考える。本来行政機関で扱う文書の保存等定めるべきである	○保存は必要であるが、何を保存すればいいのかかわからない	歴史資料として重要、とは何を言っているのかかわからない。公文書は重要である、とすべきと考える。しかし何を残せばいいのか、公文書保存法のようなものを明確にすべきである	
町	公民館	図書館、公民館	×	×					○公文書の位置づけが曖昧な感じがします。定義としては分かりませんが実際の現場では説明（理解してもらおう）しづらい	○文書が全てなくなってしまうことはその市町村がなくなってしまうことにつながる。その証がなくなる	後世の方が必要とされるもの、でしようか、もしくはその存在を示すもの？	
村	教委	庁舎内書庫	○	△			現状		○公文書の公開により一般の利用に供するには、情報公開規定とも関連付ける必要があると思う	○重要な歴史資料の保存は合併とは関係ない	行政古文書、災害記録、文化財保護、統計資料、人事関係文書、民俗関係文書、気象資料、公園・園面など	
町	教委	庁舎内書庫	×	×			現状		○公文書の適正な保存のためにも大切な法律だと考える	○近・現代史の大切な資料であるから	政策及び経済等に関する資料や統計、住民の意向に関する資料など	
市	教委	博物館	○	○			現状		○公文書保存について博物館はどのような受身の立場になつてしまおうので、公文書館法を根拠に保存施策を取っていただければとおもう。建物の形態にこだわらず公文書館やアーキビストのような職は必要だと思えます		戸籍資料・土地・税関係資料などは特に重要だが重要かそうでないかを判断する基準が難しい	
市	編集	博物館、支所にもあり	×						○この法律にそって保有する公文書ができるだけ多く保存していきたいと考えている	○今後何年か先にまた自治体史編纂事業が出て来るかと思いますがこの時にはこれらの行政文書が必要となる	近世文書以降の日町村文書及び行政文書等と考えている	
市	教委生涯	美術館の書庫	×	×			現状		○自治体の文書は膨大なものであり、いかに公文書を廃棄するかが課題となっている。一方で歴史資料として重要な公文書は永年保存すべきと思うので、その意味で公文書館法は有効であると思います	○将来自分の自治体の歴史を知る上でも教育的な資料としても歴史資料として価値ある行政文書の保存は必要	よくわかりませんが各種統計資料、広報誌、市史編纂関係書類、埋蔵文化財関係の書類など	
町	生涯	支所倉庫・小学校郷土室・役場倉庫・図書館書庫	×	×			現状		○充分機能してほしい	関係担当者は分かっていますが、理事者が理解できないと組織的に動かない。市長・市町村会等で勉強会等が必要です。	町で処理した行政文書全て	

自治体史に活用するため、編纂室があるときは保存していたが、現在は

未整理なので捨てることのできない

保存場所が狭い、管理規定による

○公文書の公開により一般の利用に供するには、情報公開規定とも関連付ける必要があると思う

○公文書の適正な保存のためにも大切な法律だと考える

○この法律にそって保有する公文書ができるだけ多く保存していきたいと考えている

○自治体の文書は膨大なものであり、いかに公文書を廃棄するかが課題となっている。一方で歴史資料として重要な公文書は永年保存すべきと思うので、その意味で公文書館法は有効であると思います

○公文書の位置づけが曖昧な感じがします。定義としては分かりませんが実際の現場では説明（理解してもらおう）しづらい

○公文書の公開により一般の利用に供するには、情報公開規定とも関連付ける必要があると思う

○公文書の適正な保存のためにも大切な法律だと考える

○この法律にそって保有する公文書ができるだけ多く保存していきたいと考えている

市	編纂	編纂室、庁舎内書庫	○	△	保存場所・機関等なし	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状		○重要である	△必要なものと不要なものがある	
村	教委	資料館、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用できない	その他、後世において活用するため	現状		○重要なことと認識している。小規模市町村においては設置・運営は財政的に無理がある	○保存が必要なものはできる限り保存し、後々の資料としたい	埋蔵文化財関係書類、土地台帳、地籍図、大規模事業関係書類
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	未整理なので捨てることができない	現状	保存場所が狭い、整理しづらいので判断する	○重要なこととは考えるが規模の小さい市町村では単独施設の設置、人員体制で困難な部分が多い。むしろ公文書整理に関する費用、方法等について国等の措置を求めたい	○今後研究が進み公開要望が多くなる時代のものであり必要。旧町村から引き継がれた文書であり、重要度は高い。過去の経緯等調査する場合もきちんと整理保存されているほうが活用しやすい	当町は昭和30年に合併しており、目安として合併前を歴史資料と考えてよいと思われる。しかし保管状態が悪いので処置が必要
村	教委								○趣旨には賛同するが新たに公文書館を建設することは財政的に難しい。既存建物の利用、図書館等に付随する等の方法で対応できると思われる	○地域の歴史・文化を継承していく上で必要	現在における行政施策を進める上で参考とすることが必要
村	教委	資料館	○	×	重要文書なので廃棄できない	担当職員の判断に基づき残を精査する	現状		○積極的に取り組む必要がある。また合併を目前として急務であるが人材不足のため取り組みが困難である	○村の歴史を物語る重要資料である	記念館所蔵古文書、庁舎内の公文書
町	教委	博物館	○	△	その他、土蔵に保存されていた	現状			○設置義務を強化すべき	○貴重な資料となりうるものが多いため、文書処理規程による	学芸員、またはアーキビスト、その相当職が必要と認めたもの
町	博物館	博物館	○	△	その他、自治体史編纂で将来活用するほか、日常の学芸活動や来館者の研究活動に利用してもらいなど複合的な目的のため	現状			○そのとおりだと考えているが、目下博物館に公文書館の機能も持たせることを考えているので、必ずしも公文書館の必要はない。あっても予算的に建設が厳しい	○将来の自治体史編纂に必要であることはいうまでもなく、日常の調査研究や歴史研究に欠かせない書及び図面を永年保存するとしているが何を指すか具体的な内容は今後詰める段階	当町の公文書取扱規程に歴史資料の保存がうたわれ、41条保存区分別表に町史編纂の資料となる文書及び図面を永年保存するとしているが何を指すか具体的な内容は今後詰める段階
町	教委	庁舎内書庫	○		重要文書なので廃棄できない	その他、各財産区(旧町村の財産の管理)の判断による	現状		○小さい市町村では館の設置及び調査研究は難しい	○近年の事例ほどわからない場合が多いのでは	
村	教委	博物館	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状			○どのような文書を保存すべきか、どのような文書なら廃棄してよいのか明確な規定を設けてほしい	△	不明
市	編纂	旧役場、地域史研究事業準備室、庁舎内書庫		△	重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	別の保存場所に移管予定		○非常に正しいと思う。この法を持って各支所(旧役場)へまわって捨てないよう依頼して歩いた	○歴史的に重要だから	永久保存文書としてラックされたもの
町	教委	図書館		×	自治体史編纂に活用するため	現状			○アラバシーに配慮し保存すべき	○行政システム等を歴史資産として残すため	過去の行政その他に関するもの
市	編纂	編纂室	○	○	自治体史編纂に活用するため	別の保存場所に移管予定、図書館の新設			○法については市史編纂過程で集めた資料(歴史資料として重要な公文書等)は編纂完了後も継続して保存に努め、市民の利用に	○合併前旧市町村の行政文書がなければ現在市域全体に及ぶ市史の編纂は極めて困難である。いま合併問題が進められている中で当該	一般的に職前の役場文書や職後の支所文書がほぼ完全に保存されている例を思えば、全ての市役所文書が該当するものと考えるが、実





古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見				
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは					
町	教委	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合、管理担当者はいませんか？	自治体史編纂以外に、他に願っていますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
村	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	○	△	○市町村史編纂の際には当然旧市町村の文書は必要となるので、保存しておくことも必要である。またそれ以外にも、何かのおりに歴史を辿りたいとき、行政文書を保存しておくことは必要。歴史的背景を知った上で物事に当たることが必要な時代になってきたように思われる	議事録、合併時の記録、決算等
町	資料館	資料館	○	△	重要文書なので、各地区の連絡所に継続して保管されていた	重要文書なので、廃棄できない	現状	現状	○	○	旧町村の行政文書に限らず、現在作成・廃棄されている半現用文書であっても将来重要な行政文書となると考えます	
市	編纂	編纂室	○	△	重要文書なので、各地区の連絡所に継続して保管されていた	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	別の保存場所に移管予定、編纂室	別の保管場所に移管予定、検討中	○	○	○昭和31年の合併時に公文書が廃棄されており、今回の町史編纂に支障を来している。保存の必要性を感じる	
村	教委	編纂室	×	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状	現状	○	○	○当町は市町村合併を協議する中で町史追録版として戦後の町史を編纂中である。歴史資料として行政文書の保存は必要である	
町	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので、廃棄できない	重要文書なので、廃棄できない	現状	現状	○	○	市として、意思決定がなされ、関係機関に通知・通達された文書。あるいは何い、司令などの往復文書、ある特別な事業の計画立案・決定に至関連文書	
市	資料館	資料館	○	△	重要文書なので、廃棄できない	重要文書なので、廃棄できない	現状	現状	○	○	○公文書等を歴史資料として保存・利用することが重要であり、必要な法である	
市	教委	旧町村単位の事務所、公民館	○	×	重要文書なので、廃棄できない	重要文書なので、廃棄できない	現状	現状	○	○	○公文書等を歴史資料の一つとして位置づけ、その保存と利用の措置を定めた館法の存在は公文書の廃棄に一定の植止めをかけるものがあり、意義深いと考えている	
市	教委	旧町村単位の事務所、公民館	○	×	重要文書なので、廃棄できない	重要文書なので、廃棄できない	現状	現状	○	○	○自治体の歴史・変遷を示す原資料である	その自治体の歴史・変遷を示すのに必要な資料

市	博物館	博物館	○	○		その他、保存規定も廃棄規定もないので残された	現状			○収集スペースに限りがあり、年代の新しい公文書についてはその全てを保存することは難しい。したがっていつより以前の公文書については全部保存の必要があるのか、いつ以降の公文書なら選択廃棄が可能なのか、客観的な基準を示してほしいところ。公文書法には歴史資料としての重要な公文書等の定義及びその決定主体が誰であるのか規定が不明である	○過去の行政の活動実態を知る上で重要な資料であるから、地域の歴史を知る上で必要となる資料が含まれているから	合併以前の旧町村の公文書については、現存するもの全てで、合併後の現市の公文書については永久保存とされたもの。上記以外で資料収集担当者が必要があると認めたもの
市	編纂	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう管理規定に定められているので残った		現状		○歴史資料として重要な公文書等の保存について適切な措置を講ずる責務があるという趣旨は理解できるが、本市程度の地方公共団体では公文書館を設置するほど多くの歴史的に重要な公文書は有していない	△合併前の旧市町村の行政文書の内、新市に引き継がれた事項に関する文書で、重要なもの、権利関係の設定変更及び移転に関するものなど、市の沿革を知るに必要と思われるが、それ以外の文書については文書管理に関する規定に基づき保存年限を定めて廃棄すべきと考える	本市では左記のような考え方が、市史編纂室では次のように考える。近代以前の家別け文書も含む、現代の行政文書の選択基準は未定、家別け文書のうち近代現代については県文書館の分類によっている。公文書館法の地方での設置義務規定を中央では是非停つてほしい	
町	文化センター	資料館	○	○	自治体史編纂に活用するため		現状		○歴史資料として重要な公文書とは何を指すのか分からない	○将来自治体史等を編纂する中で必要となくなっていく	自治体史誌等の編集作業を行う際に必要なもの	
村		編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		○歴史資料としての公文書を後世に残すためにも重要な法律	○歴史資料として価値が高い	教育、事業、産業、文化、文化財、歴史に関するもの	
市	教委	博物館、市政記念館	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状		○歴史資料としての公文書を保存・活用する上で必要な法だと考えています	○消滅した自治体に関する記録保存のため	法規文書、公示文書、令達文書等の行政が関与する行政文書の内保存期限を過ぎた行政文書で自治体の過去の主な活動を跡づけるのに必要な歴史資料	
町		学習支援課	○	○	自治体史編纂に活用するため		現状		○歴史資料を保存することは重要であることは認識しているものの、各担当課では単なる文書として取り扱うこともあり、歴史的見地から見ることができる専門職員が必要である点や、財政上の問題から施設の設置に至っていない	○現在町史資料編纂事業を（明治から昭和の初め）行っており、合併に伴う資料は貴重となっている	当時の人々の生活が現れているもの、公の行事・イベント	
町	編纂	編纂室、役場倉	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状		×	○		
町	教委	庁舎内書庫	×	△		捨てないよういわれている	現状		×	○		
町	教委	資料館	○	△	重要文書なので歴史的に重要な文書として残しておくよう管理規定に定められているので残った、公文書規定で永年文書となっている		現状		×	○歴史資料として重要	予算、土地、契約その他	

町	企画部	その他、倉庫	×	△																
町	生涯学習センター	庁舎内書庫	○																	
町	教委	編纂室	○	△																
市	教委	図書館	×																	
町	教委社教	庁舎内書庫	×																	
町	教委	資料館	×	△																
村	教委	資料館	×	△																
町	教委	編纂室	○	○																
村	公民館	資料館、文書倉、編纂室	○	×																
市	博物館	庁舎内書庫	○	△																

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見		
	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは				
役場	担当窓口 旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合 管理担当者は？	保存処置を講じて残っている	残った理由が不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合（その理由）				
市	博物館	庁舎内書庫	×	△	自治体編纂以外に依頼できますか？	自治体史編纂に活用するため	合併に向けて協議中			
市	教委社教	庁舎内書庫	○	△	議会の議決書のみ保存	議会の議決書のみ保存				
市	教委文化課	図書館、庁舎内書庫	○	○	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った					
町	教委スポーツ文化課	公民館、教委文化課	○	△	別施設に置かれていて気付かなかつた					
市	教委生涯文化係	編纂室	○		その他、規定がない	自治体史編纂に活用するため				
市	教委社教	庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため					
市	社教	文書館	×	△	重要文書なので廃棄できない					
町	教委	合併なし								

										○非常に重要な意義を持つ。合併後の課題として公文書館設置を訴えている。合併では必ず空室ができる。全国規模で空室を保管施設として将来は公文書館ができるような取り組みができるとよいと思います。合併まで2年を切っています。世論に訴える関係者のご努力をお願いしたいところです	○中世・近世の古文書が価値があるのと同様な価値を有する。町史編纂を行なった際にたまたま旧3村のうち、1村の文書が相当まとまって残っていたため、執筆に大変役立った。現在の町の公文書も未来においては歴史資料となりますので保存は必要である	国政により町で推し進められた事業、町で単独で行なった事業など行政の歴史が分かる資料、災害の記録、土地の利用に関する記録、自然に関する記録など町の姿が分かる記録								
町	編纂	資料館	×	×						別施設に置かれていて気付かなかつた	別の場所に移す予定					○法律の趣旨が実行されることを望む	○時代の地域の姿を最もよく記録している史料群であるから、各自治体はそれらを保存し、後世に伝える義務がある	重要な政策決定に関する公文書及び付属資料、各セクションで発行する年報・統計類		
市	図書館	図書館、庁舎内書庫	○	○							現状									
町	教委社教	図書館、その他町史の行政文書の一部は保存されているが他の多くは各課によって廃棄されている	×	×							現状									
町	教委	資料館、図書館	○	△							現状									
町	資料館	資料館、町史編纂のための資料	×	△							現状									
町	公民館	庁舎内書庫、防火書庫	○	△							現状									
町	教委	庁舎内書庫	○	△							現状									
町	教委	資料館、博物館	○	×							移管予定、資料館等									
市	編纂	庁舎内書庫	×	×							現状									

○公文書館法に基づき公文書館の設置はしていないが公文書の保存については総務課が主管となって行なっている。公文書館法にいう歴史資料として重要な公文書の取扱いについては市の文書取扱い規定に定められ、市の歴史に関する資料となる文書等については同規定により永年保存と定められている。そのため公文書館法に基づき歴史資料として重要な公文書等としてその保存等について別に規定を設ける必要があるかどうか検討したい

○旧市町村単位の歴史を示すものとして残すべきと思う

○歴史的资料として管理することが適当だと認められるものについては、当該公文書について保存の必要が考えられる

市史編纂に関する重要な文書、市の歴史に関する資料となる文書、行政区域認定・変更に関する文書、隣接市町村編入に関する文書、字区域設定変更に関する文書など

○非常重要な意義を持つ。合併後の課題として公文書館設置を訴えている。合併では必ず空室ができる。全国規模で空室を保管施設として将来は公文書館ができるような取り組みができるとよいと思います。合併まで2年を切っています。世論に訴える関係者のご努力をお願いしたいところです

○中世・近世の古文書が価値があるのと同様な価値を有する。町史編纂を行なった際にたまたま旧3村のうち、1村の文書が相当まとまって残っていたため、執筆に大変役立った。現在の町の公文書も未来においては歴史資料となりますので保存は必要である

○法律の趣旨が実行されることを望む

○時代の地域の姿を最もよく記録している史料群であるから、各自治体はそれらを保存し、後世に伝える義務がある

重要な政策決定に関する公文書及び付属資料、各セクションで発行する年報・統計類

国政により町で推し進められた事業、町で単独で行なった事業など行政の歴史が分かる資料、災害の記録、土地の利用に関する記録、自然に関する記録など町の姿が分かる記録

別施設に置かれていて気付かなかつた

別の場所に移す予定

現状

市	図書館	図書館	×	×				その他、編纂事業をはじめたとき個人等の所蔵となっていたものが寄贈された	現状				×	×今後の参考にしたくない	○	明確な定めがないのが現状、永久保存の規定はあるが	
町	商工課	資料館	○	△	重要文書なので廃棄できない				現状				×	×地域の歴史文化を残していく上での法整備は必要	○	○施策・地域の歴史を現す文書については行政文書の中に含まれるのが多いため	原則として文書管理上永久保存の文書になると思われるが具体的な取り決めはない
町	教委	庁舎内書庫	○		自治体史編纂に活用するため			未整理なので捨てることできない、3年前に必要不要を整理した文書が現在ある	現状				×	×地方公共団体の職員(特別職、課長など)がこの法律の目的・意義を理解し今後行政上の措置をどのように考えるか検討すべきと思う	○	○仮に自治体史を編纂してあっても市町村の歴史の変遷に係るような重要な史料については、現物に勝るものはないので保存すべきと考える	町の歴史の変遷が明確に証明されるような資料
町	教委社教	資料館、庁舎内書庫	×	○	自治体史編纂に活用するため				別施設に移管予定				×	×必要性は理解できるが公文書館の設置もそれに関する職員の配置も小さな地方公共団体では難しい。また公文書保存の意識も各課・各人によって随分と差があり、廃棄に廻ってしまうことも多いと考える。地方公務員などの研修の際に一度は説明するなど存在意識を持たせたい	△	△保存場所に限りがあること。村史などに掲載されている部分で賄えること、保存資料の必要性の低さ	工事等の年代が判別できるもの、旧役場文書
市	図書館	図書館	×	○	図書館資料として保管し閲覧に供している				現状				×	×必要なことだと思う	○	○市の歴史的資料であるため	市が市制施行から歩んできた様々な行政資料、市の関する古文書
町	教委社教	資料館	×	△	重要文書なので廃棄できない			未整理なので捨てることできない	現状				×	×法制度の認識が無い	○	○市町村の歴史の記録保存のため	文書管理規定において廃棄基準が定まっているので永年保存以外の文書の中で町作りの基本計画の策定に必要としたもの等
町	教委事務局	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない			捨てないよういわれている	現状				×	×保存・利用についての規定が不明確なので今後参考にしていきたい	○	○合併後も将来通史などを作るときに必要となるため	各地域に残っている古文書の類
町	編纂	編纂室、庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない				別の保管場所に移管予定、町史編纂室				×	×歴史資料として重要な公文書等を保存するのは当然としても現在の公文書が時を経て歴史資料となるまでにはいくつもの関門がある。5年で廃棄して良いものが100年経てば歴史資料となるのでしたら何も廃棄できなくなってしまう。高性能のフタイリントランスラムの必要性を訴えるには効果的かもしれない	○	○合併直後に一時的に必要となつた後、100年経てば今後は歴史資料としてよみがえるといふことでしょうか	住民に直接影響を与えたり、市町村の有様を示すような文書

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
町	教委教育課	資料館 その他、目録整理中なので閲覧できない	自治体史編纂に活用するため	現状 廃棄手続きを忘れた、別施設に置かれていて気付かなかった	現状	○ 本町は合併された村の公文書の多くは新しい村に引き継がれず廃棄された。結果合併前の文書はほとんど残されておらず町の歴史が失われた状態、その反省から必要と考える	○ 自治体史編纂に活用するため	○ 本町の特徴を示す資料 具体例を挙げるにはいたらず、管理規定によっている
町	教委社教	その他、郷土資料室	自治体史編纂に活用するため	現状	○ 現状	○ 文書の内容によるが県史に記載されないような小さなことは地域で保存した方が後世に残りやすいから	○ 本町の郷土資料	○ 本町の郷土資料
市	資料館	資料館 ○	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状	○ 現状	△ 利用価値の有無が明確でない	○ 資料館公文書収集基準に規定されたもの、永年保存、廃棄公文書で重要なもの、本市の刊行物、本市に關係した資料	○ 資料館公文書収集基準に規定されたもの、永年保存、廃棄公文書で重要なもの、本市の刊行物、本市に關係した資料
市	博物館	博物館、市役所行政課	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	○ 現状	○ 現状	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料
市	教委教育部生涯	その他、資料室	歴史的に重要な文書として残しておくよう管理規定に定められているので残った	現状	○ 現状	○ 歴史資料として残しておくよう管理規定に定められているので残った	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料
市	教委生涯学習部文化振興課	その他、資料館 資料館、資料室	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	○ 現状	○ 歴史資料として残しておくよう管理規定に定められているので残った	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料
町	教委社教	資料館、旧村資料の支所	重要文書なので廃棄できない	現状	○ 現状	○ 現状	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料	○ 公文書収集基準の実施細目：市の成立・変遷、行政区の変更、制度機構、企画立案、条例・例規決算監査、調査・統計、行事人物、委員会・審議会、陳情・訴訟、公有財産の取得・処分、その他歴史的・文化的価値のある資料



町	教委	編纂室	○	×	自治体史編纂に活用するため		現状		×近々町史史料編近代の編纂に取りかかる予定。文書の保存量が少ないことに驚いている。公文書館法に基づき文書が保存されることが望ましい	○	編纂事業に関しては様々なデータが必要とされるので、正直絞りきれない
町	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		×公文書も今後歴史資料として重要なものとなってくると思われるので、このような法律は必要である	○公文書も今後重要な歴史資料となる	その町の歴史を知る上で今後重要となってくる文書など
市	民俗資料館	資料館	○	×	ただし学術研究は可 自治体史編纂に活用するため		現状		×小都市であり財政力から設置が難しい。編纂事業などがあれば設置気運も盛り上がるが事業の予定はない。民俗資料館で市制施行前の旧役場文書を保管	○市史及びその編纂上必要な資料は、学術研究目的で保存が必要	市制施行前の旧役場文書
町	資料館	資料館	○		自治体史編纂に活用するため		現状		×町村の場合公文書館の設置は財政的に難しい。抽象的すぎて分からない	○合併前の旧町村の内容歴史等は行政文書でしか知ることができない。ただし、虫の入った文書や紙質の悪い文書は保存が難しい	基本的には全ての公文書、ただしそれは不可能なのでその町村の実情にに応じて選別・保存すべき
町	教委	い			保存していい				×必要性は感じるが小規模市町村では人的・施設的に無理	○災害の記録や産業の記録など歴史資料として価値を持つと考えられるもの	他市町村の保存文書の基準があれば参考としたい
市	資料館	資料館	×		自治体史編纂に活用するため		現状		×保存年限が切れたものを拾い上げて保存していくようなシステムが明確化されていないのでわかりにくい。歴史資料の意味が古いものと考えてしまうと昭和・平成のものは落ちてしまう	○合併前の旧町村の歴史も本市の歴史であるため	議会記録、大規模事業記録
町	博物館	博物館、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため		現状		×隣接町と合併予定、合併する町の文書がどうなるか不安	○必要だが、文書量が膨大で整理が追いつかない。上級官庁からの通信連絡文は不要と思われがオブリジナルの印刷物は保存が必要	印刷物、パンフレット
町	教委	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない 自治体史編纂に活用するため		現状		×歴史資料として重要なものに関しては積極的に保存しなければならぬ	△重要だと思えるものを選ぶ必要がある。保存場所に制限があるため	町の歴史に關係するもの、当時の概要等が分かるもの
市	教委社教	歴史館に保管			行政文書は検索可能		現状				
市	編纂	庁舎内書庫			その他、管理△担当者にはいろいろ場所にはいろいろ残った		現状			○市の沿革に係わる歴史的記録であり市史編纂時において重要な資料となるため、旧市町村の権利義務は新市に継承されており住民からの開示請求の対象にもなりうる	

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見			
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか?	自治体史編纂以外に依頼できますか?	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか?	残棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町	教委	その他、各担当課	○	△	重要文書なので廃棄できない			文書自体の必要性がない、管理規定による	○国または地方公共団体が保管する公文書以外の書籍・資料についても、法律を定める必要があると思います	○歴史を知る上で貴重な財産であると思います	土地台帳・家屋台帳、公図
市	総、総務課	庁舎内書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残した				○公文書館の必要性は充分認識しているが、財政的な面ですべて至っていない	○市の歴史を調べる上で重要	文書管理規定で規定されている永年文書
市	編纂	文書保存室	×	○	その他、重要文書として永年保存となっている	今後の取扱いについて検討が必要			×	△一概に要不要といえないが合併後の事務に支障を来さないよう、市史の資料としての重要性を考慮して判断することが必要	時代による変遷及びその過程を重視できる資料で将来に伝承すべきもの
村	教委	庁舎内書庫	○	○		捨てないよういわれている			×	○明治・大正・昭和初期の地域の生活文化を知ることができ、後世に伝えるために重要であると考える	
町	町民会館	編纂室	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	介からない
町	教委	資料館	○	○	その他、資料館が散逸しないように早めに手当を講じた	現状			×	○今後の現代史・地方史の解明と将来への指針とするため大変重要な法文である	区有文書、財産区文書、役場の重要文書
町	教委	図書館、資料館、庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状			×	○過去の経過等を将来的に残すことで歴史保存を可能とする	歴史的財産が記載されている文書、経過・変遷が記載されている文書、その他重要と判断される文書
町	図書館	ほとんどない	×	×		現状			×	△	議事録、予算書、各種統計資料
市	教委	庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	情報公開条例に定める手続き	現状		×	○小さな町においては公文書の整理について専門職員を置くことは不可能であり、兼務の職員が文書管理を行うことしかできない	

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
町	資料館	博物館 ○	自治体史編纂に活用するため 船資料として登録されたものについては、特別利用申請によって可能、未整理資料はできない	現状	○	○ 博物館にとって一次資料の保存は不可欠のものである。ただし歴史資料として	地域の歴史を明らかにする資料として	
市	博物館	県立図書館、 庁舎内書庫 ○	重要文書なので廃棄できない	現状	○ 公文書等を歴史資料として保存利用する重要性に鑑み、本市においては公文書公開室において行政文書の公開を行っている	○ 公文書館法の目的に合うように公文書等は歴史資料となるものであり、合併の前後を問うものではないと考える	本市では議会の会議録等を重要な公文書等として保存している	
市	編纂	庁舎内書庫、 支所、公民館 ○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	○ 法律にうたわれている理念、施策がなかなか実現できないのが問題だと思われる	○ 行政事務の観点からみれば保存の必要性は低い。自治体の変遷などを後世に伝えていくべき歴史資料として重要なものが含まれているため、保存年限のみを基準に安易に廃棄すべきではない	基本計画、予算書決算書、事務報告書、広報、議会議事録その他永年文書	
町	編纂	編纂室 ×	その他、一般閲覧ができるよう取り組む方針	現状	×	○	国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録	
町	総務課	編纂室 ×	△	別の保存場所 に移動予定、 未定	×	○ 合併後も後も含め内容により保存が必要なものもあると考える。判断で処分されたりする傾向が強く、残念な結果になるおそれもある。小さな市町村では公文書の整理も徹底できないところが多くあるのではないかと。早くから取り組む必要性を感じながらできているのが現状	記述が難しいので省略	
町	教委生涯	庁舎内書庫 ○	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○ 自治体史の編纂時に必要	合併前の村の動向を示す文書	
町	教委	庁舎内書庫 ×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	×	○ 今回初めて知った。歴史資料の定義が不明確、明文化できないのかもしれない		
町		庁舎内書庫 ○	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○ 必要なものもある。歴史の解明その資料がなければ歴史の復元が不可能なもの		



			り判断	のみ市が受け入れた		了後		事業終了後市史に係わる収集資料の保管場所（文化資料館）にその機能を付加できるよう条例改正等により手段を講じていきたい		いる古文書や合併後発足した市の重要な案件など
町	教委	資料館	×	△		現状		○府内ではほとんど効果なし、所管部署がいろいろあり統一した仕事ができていない	○既に廃棄されたものが多く、そのため地域の歴史が消えてしまった。墨で書いた古文書は大事そうに見えるから捨てられないが、ペンで書かれた簿冊状のものは一般的に大事にされていない。扱いはゴミと変わらない	役場関係の文書に加え、地元自治会の文書、企業、組合の文書も加えた方がよい。
町	教委	元編集室	○	△		現状		×	△	
町	総務課	その他	×	×		現状		×	○	
町	教委	公民館	×	×		現状		×	○	江戸時代の文書を中心とした旧村ごとの文書
市	総務課	文書がない						×	○	人口、産業の実態等の分かる統計資料。古い地図や歴史的価値のあると考えられる古文書や諸家の私文書
町	教委	その他、現在×は博物館で保存しているが、それ以前は町村役場にあつたとと思われる	×	△		現状		×	○	

## 大阪府

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見			
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようなように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3				
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体編纂以外に依頼できますか？	保存処置を講じて残している	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町	資料館	資料館	○	○	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残すよう、管理規定に定められ	現状	○	○	過去の偉人に関する遺品遺跡等が多方面にあるので、後世に残し伝える必要がある。最近小中高大学生に教えられていないので広く住民のみなさんに伝え知ってもら		

市	編纂	庁舎内書庫、平成15年10月文書館開館予定	×	文書館設置は担当者の開示請求による	その他、情報公開制度による	その他、保存期限に永年の種別がある	残った	別の場所に移管予定、文書館	○	○欧米と比較して我が国では行政文書が歴史的价值を有し、過去からの遺産として将来に残していくほか、市民と共有することが必要であるとの意識が低い。そういった意味で公文書館法が公布されたことは意義深い	○合併前の旧市町村の行政文書は歴史・文化的に価値のある文書であるため、地域における時代、時代の歴史や文化を未来の市民に継続的に伝えるために重要な意味を持つ	必要がある。
市	編纂	編纂室	○	×	その他、旧町史編纂のため集められ、そのままであった	現状	現状	現状	○	○	○合併前の旧市町村の行政文書は歴史・文化的に価値のある文書であるため、地域における時代、時代の歴史や文化を未来の市民に継続的に伝えるために重要な意味を持つ	○
市	総、法規文書課	その他、公文書館準備室	○	△	その他、当時の職員	現状	現状	現状	○	○	○	○
市	編纂	編纂室	○	△	個人情報保護の観点から	現状	現状	現状	○	○	○	○
市	社教	図書館、庁舎内書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	現状	○	○	○	○
市	教委	庁舎内書庫	○	×	その他、永年保存扱いのため	現状	現状	現状	○	○	○	○
市	情報管理課	庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため	別の場所に移管予定、図書館	別の場所に移管予定、図書館	別の場所に移管予定、図書館	○	○	○	○
市	総、情報文書課	庁舎内書庫	○	△	その他、各種行政文書の整理・保存・活用を目的とした事業の一環として本庁舎における一	現状	現状	現状	○	○	○	○





町	教委事務局	図書館	○	○		捨てないよう にしている	現状		×		○		地図・戸籍・土地台帳・写真・議会資料・財政資料・年報・報告書
町	教委社教	公民館、庁舎 書庫	○	○		自治体史編纂に活用するため	現状		×	教委で文書整理（文化財関係）を行ったが重要な文書の必要性と保管について関係部署と協議を重ねて文書の重要性を考えたい	△自治体において文書の保存期限が決まっており、多くの管理施設が必要となりまた専門員を置くような現状ではない		将来において文化的な資料になりうる文書等
町	教委社教	庁舎内書庫	○	△		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		×	未整理なので捨てることができない	○		町の歴史や国土・人口産業等に関する資料
市	図書館	図書館	○	△		自治体史編纂に活用するため	現状		×	公文書館を設置している自治体の中で、公文書は所有していても施設がないところには関係がない	○客観的・公平的地位にある公文書は後世に伝える資料として重要である		
町	資料館	資料館、図書館、公民館、水利委員会	○	△		自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		×	非常に意義ある法（水利組合等の営農組合）に保存されている文書など重要と思われるが、保存活動としてはあまり進展していない、積極的に行政文書の必要性を訴え、働きかけたい	○地域の歴史を具現しうる可能性がある。思いも寄らない文書が歴史資料として価値を有することもある。しかし行政文書の要不要の判断は後世の歴史家にゆだねられるべきで、私たちは彼らが資料を取捨選択できるように可能な限り保存に努めるべき		地図、工事関係文書、写真類、各種調査報告書、不動産台帳、学校関連その他、行政学、行政史学に資する文書全般
市	資料館	資料館	○	△		自治体史編纂に活用するため	現状		×	日々蓄積される行政文書に対応した法ではない。保存のための具体的な方式が定められておらず公文書館の設置は現状の市町村行政と乖離している。公文書の保存は保存施設の問題ではなく、市町長部局の総務・文書担当部局で保存システムを制定すべきと思う	○		各部局の実施した事業、出版した刊行物、人事、予算、意思決定権限機関の文書
町	教委生涯	公民館		×	その他、教委・文化財担当職員が対応	自治体史編纂に活用するため	現状		×	歴史資料として重要な公文書等の定義が曖昧、重要な文書が文化財担当の知らないところで廃棄されている。昭和30～40年代の予算・決算書すら廃棄されている。このため具体性を与えることも重要と考える。また旧町合併申請の正文が廃棄され、古書店で売られており、買い上げをしたこともある	○町の歩みを知る場合、広報と新聞記事しか残らなくなってしまう。町並み形成を考える上では明治・大正期の道路・橋建設や宅地造成などは考察に是非必要である		圃場整備事業における工事前の地図と工事維持後の地図なども重要な公文書と考えたい。町が大きく変えられるような大規模工事関係の資料は全て保存したい
市	教委文化財課	編纂室、庁舎内書庫	×	×	その他、閲覧申請をすれば可能	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	別の場所に移管予定						

## 奈良県

## 古い行政文書の現状

## 今後の行政文書の保存について 意見

	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
役場	担当窓口 旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者？	保存処置を講じて残してある	残った理由が不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)
町	教委生涯	×	×	△	×	×
町	教委	×	×	×	×	×
町	資料館	○	×	△	×	×
市	広報広聴課	○	△	×	○	○
村	教委	×	×	×	×	×
町	教委	×	×	×	×	×
村	企画課	×	×	×	×	×
市	教委	×	×	×	×	×
市	教委社教課	×	×	×	×	×

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
村	教委	旧町村役場の行政文書の保存場所 利用しない場合管理担当者は？ 自治体編纂以外に依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する (その理由)	廃棄する場合		現在残っているのは財産に関するものが主である
町	教委	別のとこに△ いる	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	現状	現状	町でも合併の話があり、どの文書が歴史資料としての公文書になるのか分からない。保存は必要と考えるが各課にどれを残すか説明できずにいる。どういった文書が必要か教えてほしい
町	教委	その他、博物館の倉	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	現状	現状	町でも合併の話があり、どの文書が歴史資料としての公文書になるのか分からない。保存は必要と考えるが各課にどれを残すか説明できずにいる。どういった文書が必要か教えてほしい
町	教委	編纂室	○ 自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	現状	現状	現状	歴史資料として重要なという文面からは文化的価値を有する文書と考えるべきかもしれないが、文化財保護法の内容と重複するのでさらに広範囲に考え、過去の行政行為を検証するために役立つ公文書と理解すべき
市	博物館	博物館 その他、非常△ 勤職員を配置	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	現状	現状	歴史資料として重要なという文面からは文化的価値を有する文書と考えるべきかもしれないが、文化財保護法の内容と重複するのでさらに広範囲に考え、過去の行政行為を検証するために役立つ公文書と理解すべき
市	教委	その他、資料× 室	○ 重要文書なので廃棄できない、その情報公開条例にもとづく規定によって閲覧可能だが、ほかは公開の制度そのものが無いので対応不能、公民館はその地区の村役場時の文書で区有になっている	不明	別の場所に移管予定			公文書の中で特に保存期間が永年となっている書類及びそれに相当する資料
市	編纂	図書館・公民館編纂室・図書館・編纂室・館のみの農協倉庫	重要文書なので廃棄できない、その情報公開条例にもとづく規定によって閲覧可能だが、ほかは公開の制度そのものが無いので対応不能、公民館はその地区の村役場時の文書で区有になっている	農協倉庫のものは、経緯が全く不明	現状、ただし合併を目前に控え状況は流動的			現在、行政文書におけるNDCの要件を分類整理の基準を考慮する必要があるが、これができればその内容を明らかにできると考えている。現在はまだ空想の段階で、具体的にどのようなものを指すという定義付けは困難
町	編纂	図書館	○ 自治体史編纂に活用するため	別の場所に移管予定				町の成り立ちを示す資料、町村合併の経緯を示す資料

○フレイミングシステムにより保存年限を決めて各文書を保存している。永久保存の文書もあるがそれらの分類整理して公文書館法に

○町の変遷を知る上で重要な文書。本町では3年の歳月をかけて町史を刊行、その際歴史資料としての公文書等もある程度保存、資料館

											基ついで保存・利用するのは施設・職員の人教から考えると町レベルでは困難	がないため、図書館の郷土資料室に保存し将来的に一般の閲覧に供する予定	
町	教委	庁舎内書庫	×	×							×	△	
町		公民館	×	△							×	△	重要文書
町	編纂	その他 総務課	×	△							×	○合併後も必要	
村	編纂	編纂室	×	△							×	○村誌編纂事業に必要	永年保存、村誌編纂室から保管指定を受けた文書
町		公民館、編纂時の資料のみ	×									△	

## 鳥取県

### 古い行政文書の現状

### 今後の行政文書の保存について

### 意見

		古い行政文書の現状			今後の行政文書の保存について			意見	
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合 管理担当者？	自治体職員以外に依頼できますか？	保存されている文書はどのようして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3
町	教委	庁舎内書庫	○	△	保存処置を講じて残してある重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町		庁舎内書庫	×	△		捨てないようになっている	○	△文書の中身による	
市	総務課	庁舎内書庫	○	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状	○公文書の歴史的資料としての重要性を示しており重要	○市の歴史、町の歴史、村の歴史を語る上で旧町村の行政文書は大きな意味を持っている。施策の転機あるいは通常の時期においても行政文書は当時の世の中を語るに重要な資料である。そのため保存は必要	制度・機軸の新設改廃、総合計画・重点施策、予算・決算、財産の取得、条例・例規、褒章・表彰、議会・行政委員会、審議会・審査会、住民の権利義務に関する重要なもの、事件・事故、前号の他歴史的文化的価値があると認められるもの
市		その他 特になし	×		その他、旧町村の行政文書が管理・保存されていないが、統一のシステムが利用できるように整理・分類して保存している	不明	○市町村レベルにおいては、まだ公文書館の重要性が十分に認識されていないのが現状	○明治28年町村合併したおりの各町村の資料は保存されなままであつたため、現在その資料を調べようとしても不可能である。将来の自治体の歴史資料の重要性を考えると、きわめて文書保存、整理・分類管理は必要である	特に分からないが、方法として市での共通システム、方式を作成し、そのもとに保存・管理・分類・整理していくべき
町	教委	庁舎内書庫	×	×		捨てないようになっている	○将来的に必要なと思う	○歴史資料等が合併後になくなる場合が多いため	重要な公文書とは何か、具手的には手探り状態なのが現状、具体例



市	総務課	庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状	現状	○同法の趣旨は理解できる	○本市文書保存年限基準において市史及びその資料となる重要な書類は永年保存としている	市史及び市史の資料となる重要文書
市	秘書広報課	庁舎内書庫	○	×	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	○特になし	○歴史資料として重要な価値を有するため	50年以上を経過した永年保存文書
町	教委	庁舎内書庫	その他、各部署で担当	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状、別の保存場所に移管予定、建物整備	現状	○必要なこと。出来るならば自治体とはいえ国としての歴史資料でもあるため、施設整備には支援が必要	○地域がたどってきた経過または将来に向かっての状況を公表する場合にも保存は必要	一般事務、個人情報文書以外の文書、建物等で一概にいえない
村	教委	庁舎内書庫	○	○	その他、倉庫に保存スペースがあり	現状	現状	×	△	条例に定めあり
市	総務課	図書館	×	×		現状	現状	×	×	
町		庁舎内耐火金庫、文化財倉庫	その他、文書倉庫については担当が違う、大半は文化財担当	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	×	全てだと思うが、判断に困る。今日の研究者もそうだが着目するテーマによって重要資料は異なる
町	教委	資料館	○	△	未整理なので捨てることのできない	現状	現状	×	×	土地関係、議会、戸籍、教育、産業、村報
町	資料館	庁舎内書庫	○	△	未整理なので捨てることのできない	現状	現状			

## 岡山県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3			
町	編纂	資料館	○	×	未整理なので捨てることのできない	現状	現状	○	○	歴史資料とは
町	教委	庁舎内書庫	×	×	未整理なので捨てることのできない	現状	現状	○	○	
市	教委	埋蔵文化財収蔵庫	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○	○	○一般の行政職員には知られていない。業務上の使命を終えた文書は社会生活を支える行政の側面か
								D-1	D-2	D-3
								公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	
										○近代化や高度経済成長などここ100年間日本をめぐる状況はかつて経験したことのないくらいいま

								らしても残す必要性を感じている人はあまりいない。この法律についても保存を責務とったってあまりない。財政面・関心の度合いにより市町村で保存の理解はまちまちだと思う。博物館や図書館がある程度市民権をえている市町村に設置されているように、公文書館または公文書の保存、利用のための施設を設けるなどの措置を講ずることを本場の「責務」とするために、必要性をもっとPRしなければならぬ	ぐるしく変化しており、その間の状況をつぶさに記録したそれぞれの地域での市町村行政文書は歴史上大変貴重な資料であり、そうした意味でも保存は必要、現実的な使命が終わったとしても住民共有の財産として保存していく必要がある	公文書、行政的・歴史的・学術的価値が高い半現用の記録、とくに戦争以前のもものは全て、長期保存だけでなく主体性を持った長期的観点からの収集が必要、古文書、その他の記録
市	編纂室、図書館	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書としてのごとくおくりよう管理規定に定められているので残った	現状		○公文書保存の法的根拠としては大きな役割を果たしているが、法成立後の状況変化に伴って不十分な面も出てきた。民間所在資料、記録の法的・公的処置ができていない。専門職員を置かないことができる点、国立公文書館で専門職員の養成を行っており専門職員養成の体制ができており専門職員養成は何らかの見直しをすべきであろう	○行政文書は旧市町村時代の住民にとって存在証明になるもの。当時の人々の存在証明が残らない。合併前の市町村が苦心してやってきた町作り村おこしなどの努力は公文書が失われればどこにも記録が残らなくなる。旧市町村の行政文書は必要		
町	教委 その他、県文書整備備班、庁舎内書庫	△	△	その他、文書に関心のある担当がい	現状		○財政規模の小さな町村では収蔵スペース、専門職員の確保など現実に無理。理想として受け止める。県で市町村文書を収集するところがあればよいのだが	○当時の様子や現在にいたるまでの過程を知るために必要	行政方針を示すもの、町の様子をよく示す資料	
町	教委 図書館	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○総花的でこのままでは弱小町村では予算要求すらできない	○町史等に明記されていない内容を保存するため	歴史の事実を記したもまたは現物	
市	庁舎内書庫	△	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○保存・保管に対して時間と場所、人的確保ができれば有意義な法と考える	△各支所に合併前の保存文書管理を任せられているため、保存の実情を把握できない	歴史の事実を記したもまたは現物	
町	図書館、近世文書と一緒	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状		○歴史資料として保存活用すべき公文書とはどのようなものを差すのかが不明確である点、公文書館を設置することができない地方公共団体における公文書保存の手段や現実的な目標が提示されていない点などから、実効性が乏しい	○膨大に存在するため歴史資料と見なされにくい行政文書も、現代史や将来の政治・歴史等の研究の素材として重要なものであり保存措置を講ずる必要がある	各部署の永年保存、それ以外にも歴史資料として重要な文書はあると思うが重要度の選別は困難	
町	教委 文書館	×	△	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○合併後行政職員も代わり公文書担当もいない町村では保存がまちまちで、あることが予想されるか不明となることが予想される。町村は財政不足になる職員減で公文書の整理はそれぞれの課で行っている実態である	○合併後行政職員も代わり公文書担当もいない町村では保存がまちまちで、あることが予想されるか不明となることが予想される。町村は財政不足になる職員減で公文書の整理はそれぞれの課で行っている実態である	町史をはじめとする歴史・土地・人等の資料	
町	教委 公民館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状		○町史編纂資料として旧町村の資料は特に重要であった。今後も資	○町史編纂資料として旧町村の資料は特に重要であった。今後も資		



## 広島県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
村	教委	庁舎内書庫か○ ○ ○ ○	重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されている	○ ○ ○ ○	○永久保存とされている文書は必要か ○	議会議事録、市町村の歩み分かるもの	
町	教委	公民館 ○ ○ ○	重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない		○活字で知る歴史の重要さは法律で守るべきである	○町の歴史を生で知ることができている。当町の場合は町史で利用している		
市	教委	図書館、市役所の空き部屋、小・中学校の教室 × ○ ○ ○	重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない 重要文書なので廃棄できない	現状	○合併等で公文書の扱いについて、多くの公文書が保存期限を越えているとの理由で機械的に廃棄されるなか、公文書館法の施行は国民の財産である歴史資料や様々な記録等を保存・活用するための法と考える。	○公文書は住民の共有の財産であり、歴史的資料も多くある。今後歴史資料や市史等を編纂する上で、文書が保存されているが故に作成でき、行政と地域住民との財産を共有できると考える	現在の資料の基となるもの	
市	編纂	編纂室、資料館、図書館、支所 ○ ○ ○ ○	自治体史編纂に活用するため、その地区、本市も含め各地の保存経緯は、各々違いがある、一部は市の有形文化財に指定	現状 保存場所が狭い	○貴職が言及されているように、この法は充分に機能していないのが現状であると思われる。公文書館を設置して現用のものを含めて公文書を一元的に保管、保存するのが理想であるが現在の地方の財政状況を考えると相当困難である	○現用の公文書は行政運営の上で保管・保存することが当然必要であるし、現用でないものも地域の歴史を後代に伝えるための不可欠な資料は保存することが必要であると考える	地域の歴史を後代に伝えるために必要不可欠であると考えられる公文書を指す	
町	資料館	その他、行政上利用できるものは役場各課、資料館 ○ ○ ○ ○	自治体史編纂に活用するため	現状	○文書の適切な保存・活用がはかれる	○合併に伴い町の歴史や変化について知ることのできる貴重な文書資料と考える	町を知る上で行政や住民が必要と思われる情報	
市	教委	遺跡発掘調査研究所 ○ ○ ○ ○	その他、整理中のため現段階では×、文書資料館を現在構想中	別の施設に移管予定、文書資料館(予定)	○理想と現実(個々の自治体の事情)のギャップをどう埋めるか課題がある	○将来の市史編纂時の資料としての参考となる	自治体運営あるいは必要な事業等の重点施策の流れ等について、記録されたもの、および予算書条例等個々のセッションの業務の流れにおいて重要な方針が決定されていることが明らかになるもの	
市	市長室	編纂室、博物館、支所 × ○ ○ ○	情報公開制度による対応 その他、施設の閉鎖に伴って移管され、そのまま引き継いだ	別の施設に置かれていて気がつかない 別の保管場所へ移管予定	○歴史的な文書資料の保存の理念を示すものとして重要と考えている。6、7条において国の資金融通、指導が示されているが、具体化の対応がない点において致命的である	○	歴史的な文書の収集基準：制度・機構、施策・企画・計画、表彰、各種委員会・陳情・要望、訴訟、その他監査・史跡・許認可・市の財産・史跡・文化財、その他歴史的・文化的価値があると認められるもの	

町	教委生涯学習課	図書館、教委資料室	その他、教委職員で対応	その他、制定したものはないが依頼があれば検討する	自治体史編纂に活用するため		現状		現状		×	○	将来郷土史を作成するときに必要とされるもの。過去の例等を調べるときに必要とされるもの
町	教委	庁舎内書庫	×	×			現状		現状		×	○	将来郷土史を作成するときに必要とされるもの。過去の例等を調べるときに必要とされるもの
市	教委生涯	図書館、公民館、庁舎内書庫	×	×			現状		現状		×	○	歴史資料文書、行政制度の新設、条例・例規、市制の企画立案、調査・研究、許可・登録、組織・人事、予算・税、市町村の自治新興および広域的な地域整備、統計調査、議会の会議、主要施策のパンフレット、その他学術研究資料として価値があると認められたもの

# 山口県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者はいらっしゃいますか？	自治体史編纂が外に依頼できますか？	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
町		公民館	×	○		重要な文書なので廃棄できない	現状			○	○	議事録、会議録、請願・申請・許可に関するもの
市	教委社教	庁舎内書庫	×	△		重要な文書として残しておき、管理規定に定められているので残った	現状			○	○	幾前の旧役場文書は明らかに歴史的価値を有する。ついで保存期限の完了した公文書については歴史的価値を有するものが含まれると考えるが、具体的に内容を判断することが困難である。今後歴史的に重要な公文書等を選別・保存する体制の構築を検討する過程で内容について整理していくほか
町	教委	庁舎内書庫	○	△		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	別の保存場所に移管予定、郷土館			○	○	自然・土地・構造物・住民に係わる制度等、ただし重要な認識については幅がある

町	教委	図書館	○	×			別施設に置かれていて気付かなかつた	現状			○小規模の自治体なので判断まで至らないが、公文書の保存についての重要性を知るべきである。歴史等の研究者にはその必要が理解できるが、普通の行政マンは知識も理解もない状況	○合併以前の状況を調査することがほとんどできない。行政資料は歴史を解明する資料として必要である	あらゆる面で必要。江戸時代の商家の売掛帳から当時の市民の生活状況を知ることができると例がある
市	教委	図書館	○	△	自治体史編纂に活用するため		未整理なので捨てることできない、3年前に残した文書を整理している	現状			○文化財と同様に歴史的価値観の認識が重要と考える	○地域資料として公の責任として保存が必要	行政の意思決定文書等
町	教委	公民館、昭和28年の庁舎火災によりほとんど焼失	○				廃棄手続きを忘れた、未整理なので捨てることできない	現状			○法に基づいて文書を保存・利用することは大切であるが、小規模自治体において管理は難しい	○史料によってはその当時の行事の内容や執行方法、金銭の流れ等いろいろな事実を知ることができ	定期的開催される記念大会等の記録、道路や施設等の整備事業の記録、災害や火災等の記録、実施される諸行事の記録
市	総務課	博物館	○	△	重要文書なので廃棄できない			現状			×	○市史編纂等に必要となる	議事録、産業・民俗・宗教等の一件
町	図書館	図書館、総務課	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない			現状			×	○一般文書も50年経れば価値が生まれやがて町民の貴重な財産となる。ただそれらを保存する資料館が必要	議事録、会計簿、予算書、土地台帳
市	財政部	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない			現状			×	○合併までに培ったそれぞれの市町村の歴史や文化の伝承、また、合併の経緯や経過といった事実の根拠として行政文書が最も有効	予算書・団体・組織の資料、管内図・古地図、各種事業等の一件、各種刊行物
市	教委	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない			現状			×	○	
市	総務課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない			現状			×	○公文書館を設置する根拠法であり、全国的に進む合併を前に重要な歴史資料としての公文書等の廃棄・離散を防ぐ上でも必要な法であると考え	台帳、広報紙、住民の財産と生命に係わる資料、都市計画図、用途図等の図面、議事録、国・県との行政手続き文書
町	教委	その他、教委	○	△	重要文書なので廃棄できない		捨てないよういわれている	現状			×	○公文書等を保存することは重要なことなので大事な法である。個々の市町村が理解して保存することを願う	行政要覧、町史等に記載される歴史的なこと
町	教委	庁舎内書庫	×	○	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った			現状			×	○目的にあるように公文書等の重要性から非常に重要な法律である	
町	教委	公民館	×	△	自治体史編纂に活用するため			別の場所に移管予定					

## 徳島県

## 古い行政文書の現状

## 今後の行政文書の保存について 意見

		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書はどのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者へ？	残った理由は不明だが保存されている	○	○	歴史資料とは
村	教委	図書館	○	×	○	○	
町	教委	公民館	×	△	○	○	
町	資料館	庁舎内書庫	その他、総務課が対応	現状	○	○	○
町	教委	博物館、庁舎内書庫	○	△	○	○	○
町	公民館	資料館	○	△	○	○	○
市	教委	総務課書庫	○	○	×	○	○
町	教委	編纂室、図書館、博物館	×	△	×	○	○
村	教委	公民館	×	○	×	○	○
町	教委	庁舎内書庫	その他、総務課が対応	現状	×	○	○



古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見				
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3					
町	図書館	旧町村役場の行政文書の保存場所 ×	利用したい場合、管理担当者には？ ×	自治体史編纂が外に依頼できますか？ ×	保存処置を講じて残している ×	残った理由は不明だが保存されている ×	未整理なので捨てることができない ×	継続して保存する （その理由）	廃棄する場合	公文書館法をどう考えるか ○ある程度の規模及び内容を有し、そのための理念を有した施設を念頭に置いたものと思われる ○合併後速やかに検討する必要はある	行政文書の保存は必要か △現時点で合併対象の自治体内で共通認識となっていない	歴史資料とは 判断できない
町	総務課	庁舎内書庫 ×	×	△	重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○合併後速やかに検討する必要はある	○歴史資料となるため、保存は必要	町の統合計画書、予算・決算等町政にとって重要な施策に関する文書	
町	生涯	博物館、庁舎内各課 いる	博物館分にはいる △		重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○公文書と古文書の違いを明確にすべき。古文書は他民具などと合わせ博物館が総合的に把握整理すべき	○まず残すこと、そこから議論	あくまでも近代以降の公文書全般を指すにすぎない	
町	企画商工課	庁舎内書庫 ×	×	×	重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○趣旨は理解できるが、具体的に公文書館を設置することは当町において財政的にも困難と考える	○旧市町村から引き継いだ事務事業の取り組み経緯の確認	自治体として住民生活に多大な影響を及ぼす施策に関する文書、行政運営及び住民生活に関する統計資料	
村	財政課	編集室、庁舎内書庫 ×	×	×	捨てないようになっている ×	○文書保存について統一的な基準が必要ではないか。今は各自治体でまちまちである	○歴史資料として必要、保存する体制・施設の整備が必要	現状	○ただし重要と思われる文書のみ	○旧市町村の歴史を知る上で重要な資料となるから	本来は行政の意思決定がなされた文書全てが該当すると思うが、現実的には文書管理条例等で永久保存に分類されたものしか保存できない	
市	郷土館	その他、郷土館 ×	△	△	自治体史編纂に活用するため ×	捨てないようになっている ×	自治体史編纂に活用するため ×	現状	×	○旧市町村の歴史を知る上で重要な資料となるから	市の開発・発展に関するもの、プロジェクト事業	
町	企画課	庁舎内書庫 ×	その他、担当課が管理 ×	×	重要文書なので廃棄できない ×	○公文書館は町村には必要ない	○町の歴史上の資料が他にないため必要である	現状	×	○町の歴史上の資料が他にないため必要である	合併に関する資料、記念事業	
町	教委	資料館 ×	×	△	その他、一部は町史編纂時に使用していたと思われる ×	○施設等の設置について必要だと 思うが、現実には小規模な町村が設置することは難しい	○合併により旧町村が消滅することに伴い歴史資料として保存する必要があると思う	現状	×	○合併により旧町村が消滅することに伴い歴史資料として保存する必要があると思う	情報公開に関する政令で定める最低保存期間の10年以上のもので必要と思われるもの	
市	教委	その他、どこかにあるか分からない ×	×	×	理由が不明だが、重要だったため ×	○自治体ごとの判断であればよい	○自治体ごとの判断であればよい	現状	×	○自治体ごとの判断であればよい	不明	
町	社教	公民館 ○	△	△	保存措置を講じて残している ×	その他、保存期限を定めている	別の場所に後管理規定による保存倉庫		×	○重要な公文書が多い	文化財指定関係、民俗文化財関係文書	

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について			意見	
保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
役場 担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者はい？	自治体職員以外に依頼できませんか？	保存処置を講じて残してある		公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村 教委	教委			その他、不明	別の保管場所に移管予定、書庫に歴史的文書のコーナーを設ける	〇一般的でなく、あまり世に知られていないことが残念です。せめて公文書を扱う行政職員にもっと知られるよう、資料館として普及啓蒙に努めねばと思います	〇歴史資料として重要な公文書等を保存することは今の我が町がどういった経緯で成り立っているかをする上で必要	我が町固有の文書、全町村に一律に同一内容のものが送付される場合などをのぞく
町	教委	庁舎内書庫	×	一般の方のニーズがなかったのが取り決めがない		〇町村においては公文書館を設置することも職員を配置することも物理的・財政的に困難、広域行政として他自治体と共同設置することなど工夫が必要	〇合併前にも後にも脈々と人の暮らしがあります。先々その暮らしをたどる資料が消えてしまうことがあってはなりません	公文書は作成された時代の社会的背景を含んでいるので全てを保全することは不可能です。長期保存文書や市町村政にとって重要な施策に関するものを残すよう努めています。選別基準についてこれでもいいのかいつも迷っています。公文書の他行政資料を積極的に収集保存しています
市	教委 教委	庁舎内書庫	×	自治体史編纂に活用するため	現状	〇歴史資料として重要な公文書等とその他の公文書との区別が不明瞭であり、取捨選択が困難	〇歴史資料となりうるため	
市	公民館	関係部署	×	自治体史編纂に活用するため	現状			
市	資料館	図書館、ただ資料館にはいり管理は民俗資料館	〇	重要文書なので廃棄できない、研究者等に歴史資料としての重要性を指摘されていた、文書の中には昭和前期よりその重要性が研究者に取りあげられ当時の村幹部にも貴重な文書だという意識が培われていた。また残った文書も含まれ現在目録を刊行して保存している。	現状、長期計画として収蔵庫建設の計画があるが、場所時期とも未定			

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について		意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
市	教委	保存せず	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町	教委	その他、総務課庶務係	重要文書なので廃棄できない	不明				現在文書としては不存在ですが合併にいたるまでの経緯や災害等に保つる記録などが考えられると思う
市	教委	図書館	自治体史編纂に活用するため	継続保存する方法は未定				
村	教委	資料館、ただいま し村誌資料のみ	自治体史編纂に活用するため	現状				当村は県境を流れる川に接しており、これまで川の氾濫で数回の河川改修が行われていた。その関係書類は川との歴史を語る上で重要である。他には昭和30年代の合併に関する文書、基幹産業である農林・水産業に関する文書も重要
町	資料館	資料館	自治体史編纂に活用するため	現状				学校の設立、村の合併等の経緯を記したものの、開祭が進む前の地域の状況が分かるもの、文化遺産を記したものの、古地図
市	総務課	その他、各課 で保存	重要文書なので廃棄できない	現状				行政的な価値は有しないが、本市の歴史・文化等を研究する上で必要と考えられるもの
市	博物館	図書館	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状				市の成立変遷に関するもの、総合計画・企画・立案・執行に関するもの、制度や機軸の新設・変更・廃止に関するもの、審議会・委員会の会議や指紋に関するもの、条例・規則等、例規に関するもの、住民の請願・陳情に関するもの、調査・統計に関するもの、褒賞・表彰に関するもの、課長以上の引継書、研修の実施・報告に関するもの、その他歴史的・文化的に価値があると認められる文書(会議・選挙・予算・公有財産・訴訟・処分・広域行政・重要事業の実施)

町	教委	旧町民図書館×	×	×		別施設に置かれていて気付かなかつた	現状		○福岡県内にもほしい	○	現在判断に悩んでいる。公開問題も小さな町なので難しく、保存すべき資料の基準も曖昧、合併前の資料が1000冊を超え、まさに今直面の状況、何か資料があったらお願いしたい	
町	教委	資料館	○	△		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○変化のスピードが速くなっているので、公文書が行政的資料として役割を果たすサイクルも短くなっている。またポリシーも膨大なものでは廃棄を進めている。しかし歴史資料としての保存は必要であると考えるので公文書館法についても必要であると考え。歴史資料として重要な公文書の判断が困難であり処理に苦慮している	○全ての行政文書とは考えられな いが歴史資料となるものが多数あ ると考える		
市	教委	市庁舎内書庫、 文書館（段階 が異なるので 一概には記入 できない）	その他	△		重要文書なので廃棄できない	現状		○理念を明確にした点では評価できるが、規定性を厳重にする必要があるのではないか	○残されてきたものは、時間的変化によって歴史的価値が附加されている	その自治体の歩みを明らかにできる文書、個人情報保護法等により今までは閲覧が可能な公文書が非公開となるケースもある。公文書館法のみでなく関連法案との関係で公文書がどのように取り扱われるのかも考える必要がある	
市	教委	市庁舎内書庫	○	△		重要文書なので廃棄できない	現状		○歴史資料として価値のある公文書を保存し閲覧できるように施設が必要であると思うが、財政が逼迫している現状では困難。法律に財政的な支援の規定があれば設置しやすい	△歴史資料としては必要かもしれないが保存の方法、場所の確保が難しい	明治29年の市制町村制前の各町村での議事録	
市	文書館	文書館	○	△		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○歴史的公文書等の保存・利用に関する自治体の責務等を定めたものであり、当館の業務の遂行もその趣旨に即ってなされなければならない	△歴史的・文化的価値があるもののみ保存が必要である。理由は市政の歴史などに関する調査研究等のために必要だからである	歴史的な価値のある行政文書の収集基準：市の基本的な構想・計画、区域の変更、各種制度の新設・廃止、事務事業の新規開始、機構改革、所管替え、施設の新築・廃止、大規模工事の企画、行事、審議会・委員会、懇話会の新設・諮問・答申、災害、陳情・請願、表彰、統計・調査、旧5市で作成された文書、戦時・戦後の市の体制に関する文書、旧郡に関する文書、文化財に関する文書、その他歴史的価値があると認められる文書	
町	教委	市庁舎内書庫	○	○		その他、文書管理規定による	現状		×	△		
市	教委	市庁舎内書庫	○			その他、情報公開条例による	現状		×	○	○行政が持つ文書は膨大で保管場所も限られている。どこまでどの文	条例・規則などの原義、市議会に関係する文書、財産や公の施設に関



町	教委	編纂室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自治体史編纂に活用するため	現状	×文書管理において廃棄年代などが定められているが、貴重なものや歴史を知る上でこのような法律はあった方がよい。特に第3条の責務については徹底した方がよいと思う、行政職員はあまり知らないのではないか	○歴史を知る上でも貴重	議事録、発行物、報告書、計画書、写真など
町	教委	公民館	×	△	自治体史編纂に活用するため	別の保存場所に移管の予定	×わざわざ法律で制定する必要があるのか。文化財保護法、博物館法等により、保存活用できるのではないか	○合併前の行政活動は当然保存すべき	議事録、永久保存文書
町	教委	昭和57年に庁舎が火災、それ以前の文書は失われている							
町	教委	編纂室	<input type="radio"/>	×	その他	現状			

## 佐賀県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体編纂部へ依頼できますか？	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3
町	教委	編纂室、旧役場火災のため存在せず	×	×	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する（その理由）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	現時点での公文書の重要性の有無はその判断が難しいと思われる。現在のものにとっても後々50年100年後貴重な資料となりうる場合も出てくると思うので全ての公文書を残すという前提で保存されるべきではないかと思う
町	資料館	資料館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	重要文書なので廃棄できない	現状		○各自治体は規模や財政力に差がある以上、全ての自治体でこの法律に基づく公文書館の設置は難しいのではないか	○必要性を感じ、現在協議が行われている3市町で担当者レベルの勉強会を行う語をしている段階	現時点での公文書の重要性の有無はその判断が難しいと思われる。現在のものにとっても後々50年100年後貴重な資料となりうる場合も出てくると思うので全ての公文書を残すという前提で保存されるべきではないかと思う
町	資料館	資料館	<input type="radio"/>	△	重要文書なので廃棄できない	捨てないようにわけている	現状	○法整備をして広く国民に知ってほしい	○過去の事柄を知りうる資料であると考えられる	公文書全般にいえると思う。しかも他に知る手だてがないような資料は該当するのではないか
町	教委	公民館	×	×	別施設に置かれていて気付かなかつた	現状		×		
町	公民館	その他、倉庫を建設	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要	現状		×	<input type="radio"/>	

			文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った									
市	教委	庁舎内書庫 ×	その他、一般閲覧は想定していないが、情報公開請求があった場合の閲覧はあり得る	重要文書なので廃棄できない				現状	現状	×具体的な内容がなく、実効性に乏しい	△行政事務に必要なものは、保存するが、100年後に残っていることで価値が出るような資料的な意味での保存はスペースが限られているため困難である	100年200年と時を経れば離れ文書でも歴史資料としての価値が出るものもあり一概にはいえない
市	資料館									○公文書の内容によっては保存を必要とするものもある	○合併前の旧市町村の資料として、行政文書は第一級の価値がある	市町村が歴史的に見て、大きく変化するときのもの。その時においてはそれほど重要でなくとも後々重要なものになる可能性もあるので何ともいえない
市	図書館	図書館 庁舎内書庫 ×	○		その他、郷土資料として図書館においてあるものもある	現状				×もう少し積極的にすすめる内容がよい	○合併前の旧市町村の資料として、行政文書は第一級の価値がある	ある政策がどんな風に決定され、どのように実現されたか、その過程が分かるようなもの

## 長崎県

## 熊本県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見	
		保存されている文書の管理と利用状況について教えて下さい	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか?	D-1	D-2	D-3				
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者是谁に譲渡しますか?	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは				
市	教委	図書館	○	現状	○	○	行政地名に関するもの、地籍図、各種公示計画に係わる実施図				
市	教委	教委倉庫	×	現状	○機能していないのではないでしょう ○行政史を研究する上で必要な法である	○100年すれば公文書が古文書の役目を果たすと思われるので	○必要と考える。町村誌を作る場合、その内容に限界があり、全てが今まで何をやってきたのか分かり、適切に保存することが必要である	50年後、100年後に見たとき、当市がどういう市であったかが分かる資料			
町	教委	旧町村の支所	○	現状	○行政史を研究する上で必要な法である		行政各課で行った事業、議会関係資料、広報誌、新聞のストック				

市	教委	図書館	×	×	○										○専門職員の要件が不明。資格認定制度や養成機関もないので整備してほしい。歴史資料として重要な解釈が難しい				○合併前の旧市町村の行政文書を保存することによって、合併前の市町村の状況等の確認が出来る				特に重要なものは市町村制が施行されたたり合併した際の文書や市町村が抱える特殊事情に関連する文書かと思われるが、どのような文書が歴史資料になりうるのかは多方面からの可能性を勘案しなければならぬと考えるので現段階での明示は困難。当市では今年度から公文書の廃棄をストップした。今後検討課題となる			
村	教委	教委倉庫	×	△											○歴史資料として重要な公文書を保存するために重要な法である				○歴史資料として重要であるから					議会関係文書		
町	教委	文化センター 資料室	×	△											×											
町	企画課	庁舎内書庫	○	×																					○研究資料として特に必要ではないか	当時の政策が分かるもの、当時の町の状況等あらゆるものを網羅すると考えられる

## 大分県

## 古い行政文書の現状

## 今後の行政文書の保存について 意見

			保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者？	自治体や隣町等に依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村	教委	庁舎内書庫	×	×			×	○公文書を文化財と本町ではとらえており、その点を含んで必要な法律だととらえてほしい		国及び地方公共団体がその施策を実施するうえで発した全ての文書と各議会関係の文書
町	公民館	行政文書は、県公文書館に大分県公文書館に寄託		県公文書館に寄託したので一般閲覧不可					○自治体の歴史を調査する上で重要だから	永年保存とされていた
市	総務課	庁舎内書庫	×	×				○市町村単独での設置は難しい		
町	資料館	資料館	○	○				○文書保存についての認識は特に首長部局においてはそう高くなく、貴重な資料が多く散逸していると思われ。法制度が散逸を防ぐよい機会になればと思うが周知徹底がまだ充分でないと思われる	○町史編纂時に非常に有効。取り扱う文書が激増しているので管理はかなり難しいが、関係部局として努力したいと思う。いかなる文獻資料も将来の調査研究において決定的な根拠として活用することが出来る	合併などの町としての重要な議決事項はもちろん各種統計書類、イベントのチラシなど、活用機会があれば全てが重要なデータ
町	公民館	庁舎内書庫	×	×				×各市町村で公文書館の有無がバラバラであり、法律も知る人が少ないのでは、もっと徹底すべき	○合併前の各市町村の重要な書類は残すべきである	議事録、人事記録、日誌

市	総務課	庁舎内書庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	歴史的に重要な文書として残しておくよう管理規定に定められているので残った	現状	管理規定による	×この法律によってどの程度公文書館が認知され、実際に建設されたのか疑問に思う	○当然のことであるが、要不要の判断を行い、真に必要なものは保存し行政資料として後世に残していく必要がある	合併に係わる市町村の関連する公文書
市	社教	保存文書ない						×庁舎が狭く廃棄せざるを得ない公文書がたくさんあるのが現状	○	市史編纂時などに必要となる資料
町	教委	公民館、昭和30年の合併後の公文書は管理規定により処分されている、合併前の資料はほとんど残されていない	<input type="radio"/>	<input type="triangle"/>		現状		×必要性は理解できるが、本町の現施設では管理場所が確保できない。管理人についても配置の必要があると考える。国・県の財政的な支援がなければ実施は困難	○合併にむけて最後の町史編纂事業に取り組んでいる。昭和の合併以前の旧町村資料の引き継ぎがなされていない？合併後の文書管理が不十分と思われる。後世に本町の歴史が正確に伝えられないのが残念です	公共工事、学校施設・社会教育施設なその関係資料、人物関係、人材育成関係、児童・生徒教の変遷、三役の関係資料
町	学習館	庁舎内書庫	×	<input type="radio"/>	重要文書なので廃棄できない	現状		×歴史資料として重要な公文書等の保存については大変重要な法律であると思われる	○合併が行われる際にその地域の歴史を記した公文書が失われることは、地域の財産を失うことであり、合併のメモリオットのことで考えられる。後世にこれまでの歴史や経緯を伝えることも大切なことだと思われる	昭和の合併以前の旧町村文書、現在までの町の経過を記しているもの
市	教委	市内図書館へ現状問い合わせの一文あり			(保存状況等不明)					

## 宮崎県

## 鹿児島県

## 沖縄県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について			意見
	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようなように残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3	
役場	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体や県外へ依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	歴史資料とは
町	教委公民館	分村のため文書はない					○保存年限の通り整理	
町	編纂	公文書館	<input type="radio"/>	<input type="triangle"/>	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	別の保存場所に移管予定、公文書館		

村	文化センター	合併なし、歴史文化センター	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	現状	文書自体の必要性がない	○専門職員の配置など規定されているが、行政全体で認識が薄い。文書資料が保存すべきかどうかの判断がほとんどできていない	○過去の歩みを見ていると合併する前後などの比較で見ている場合が多い。合併したことによって変わっていったのかの議論がなされる。そのような議論をしていく裏打ちされた資料たりうる。	50年あるいは100年後の将来から振り返って平成という時代、あるいは昭和という時代を描くに必要な文書を歴史資料としています
村	総務課	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状		○当然のことであると思うが施設設置や専門職員の配置等小規模自治体では難しく問題がある	○保存は当然である、より正確な事実を後世に伝えるためにも	行政的には条例で定めている永年保存、10年保存を指すと思うが、実際には各種統計資料をはじめ相当数の文書が含まれなければならない
町	編纂	編纂室	職員が管理しているが、史料整理が不十分	△	自治体史編纂に活用するため	現状		○本法が制定されたことにより公文書館の設置に押みがつくことは分かるが、ある程度強制力を持たせた方がよい。公文書館設置には各地方自治体の予算規模によって不可が決まるように思われる。もつと歴史資料の重要性を強調した方がよい	○当町の場合、現在取り沙汰されている八重山3市町の合併問題もあり、それに町役場の移転も絡み重大な岐路に立たされている。町役場移転は平成17年度を見込んでいたが実現した場合、公文書が廃棄される可能性が高い。そのため町史編纂委員会では意見を統一して重要文書は廃棄しないで行っているとの申し入れを該当に行っている	市史を編纂中、並行して後代の歴史資料となる公文書も市役所各部課から収集(教委文化課市史編纂課主体)で行っている。その際、収集対象となるのは統計資料、地図類、写真類を中心として、その他各部課で業務上作成された各種公文書も収集している。他府県等からの行政資料や雑誌などもできるだけ収集しているが、収納スペースの問題もあり、当時の関連性が薄かったり、他部署で入手した、あるいは入手可能である文書に関しては廃棄している。また各団体、公民館に置いて公文書収集をすることもある
市	編纂	庁舎内書庫、支所	×	△	その他、現在日録作成中、作成後は閲覧に供する	現状		○目的は公文書を歴史資料として保存しその責務を国や地方公共団体にあるとすると第3条の責務でどうたっているが、利用者が誰でものように利用する傾向にあるかを考慮した内容になっていない。歴史資料とは何を指すのか、また多目的になると思うが人によってどう利用するのか、利用の傾向性を考えねばならない。さらには利用者にはどのような権利があり、それによって国や地方公共団体に資料保存の責務が生じるかを考えねば、該法は実効しないものと考えられる	○都道府県市町村では自治体史がほぼ10年前後という短い期間で編纂を終了しているが、各自治体はその後も前人達が残してきた足跡としての歴史資料(聞き取り記録や、体験記などを含む)を後代まで伝えることは肝要と考える。その時代時代の人々の生き方や考え方さらには社会の有り様を考えるために、これらの文書は貴重な材料であると考ええる。行政文書自体、自治体にとって非現用となっても市民の権利を保障したり、例証したりすることもあり得るのでやはりできるだけ多くの資料を保存していくことは必要と考える	
町	企画財政課	編纂室	○	△	その他、まだ合併していない			×	○	町史、広報、町長事務引継書
村	教委文化課	編纂関係は文化課、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため、文書庫保存の一般文書については、平成12年に保存年限超過及び、処理済み等の行政文書を役所内全課から回収し、管理している	現状		×	○周辺町村との合併はせず、単独村による市昇格を果たしたが、旧村時代の行政文書等に関しては今後各地域史編纂、地域研究に欠かせないものであり、重要であると考ええる。また処分廃棄しようとする行政文書の中で、史料価値の高い文書類を担当部署へ(文化課)回送するシステムの確立を含め、旧行政文書の庁内一元的な保存管理体制および利活用の充実を図る体制作りも必要だと考える	地方自治体における歴史的な出来事、社会の動きを反映した行政対応に側面から記した文書類。さらに住民側からの要請書類、その他写真・刊行物・地図・絵図それらの事項に関連した物品などが含まれる

村	博物館				重要文書なので陸 乗できない、自治 体史纂纂に活用す るため	捨てないようにい われている、別施 設に置かれていて 気付かなかった				
---	-----	--	--	--	---	---	--	--	--	--